

平成29年度第2回土壌汚染対策検討委員会

平成30年2月2日

【丹野課長】 それでは、皆様、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第2回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様、お忙しい中、また、あいにくの天候の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます環境局環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長、丹野でございます。よろしくお願いたします。着座で今後進行させていただきます。

それでは、早速ですが、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、次第をごらんください。次第でございます配付資料一覧をごらんいただきながら、ご確認いただければと存じます。

まず、委員会次第、委員名簿、事務局名簿、座席表がA4、1枚でそれぞれでございます。

続きまして、資料は1から6まで、それぞれホチキスどめとなっております。参考資料は1から4ということになってございます。参考資料2の第1回検討委員会議事録に関しましては、円卓内のみに配付させていただいております。なお、別冊資料といたしまして、フラットファイルにとじたものを委員のお手元にご用意してございます。

以上、そろっておりますでしょうか。もし何か不足等ございましたら、途中でも結構ですので、こちらまでご連絡ください。

委員の出欠の状況でございます。本日、小林委員におかれましては、ご予定が合わず、欠席ということになっております。小林委員からはご意見を事前にいただいておりますので、随時ご紹介したいと考えております。

都側の事務局の出欠でございます。環境改善部長の松永でございますが、本日、別件がございまして、欠席させていただきます。大変恐縮でございます。あと、計画課長の川久保でございますが、1時間半程度おくれたの出席ということにさせていただきます。大変恐縮ですが、よろしくお願いたします。

それでは、本日の会議は、設置要綱第8条により公開で行われます。議事録及び会議資料につきましても、設置要綱第9条のとおりといたします。なお、会議が公開で行われることにつきましては、第1回の検討会においてご了承いただいていると考えてございます。

それでは、細見委員長、よろしくお願いいたします。

【細見委員長】 それでは、第2回の検討委員会を始めたいと思います。

お手元の次第の議題に入ります前に、まず最初に、この検討会のスケジュールと本日の検討委員会の内容、検討事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

【丹野課長】 では、まず本日、第2回についての検討内容につきまして、参考資料4、検討委員会スケジュールと第2回検討委員会検討事項の資料でご説明させていただきます。なお、参考資料4の検討委員会スケジュールの議題名称と、本日の次第で議題名称が若干異なっておりますが、次第のほうの名称を正式なものと説明させていただきたいと考えております。

検討委員会スケジュールと第2回検討委員会検討事項についてでございます。

本日の検討の順番は、次第のとおり進めていきたいと考えてございます。まず、117条に基づく調査の見直し、次に、人の健康リスクに係る対策等、続きまして、地下水汚染への対策要件、続きまして、汚染地の改変に係る拡散防止、続きまして、自然由来等基準不適合土壌の拡散防止、最後に、操業中の調査・対策についての順で行いたいと考えてございます。

なお、前回と同様に、今回につきましても、ご指摘を踏まえた修正の案につきましては、第3回、次回の中間のとりまとめにおいてお示ししたいと考えております。ぜひご検討のほど、よろしくお願いいたします。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

本日議論をしていただいて、次回、3月2日予定の第3回において中間とりまとめを行います。それに向けて、本日、ご議論いただきたいと思います。この進め方について、何かございますでしょうか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

【細見委員長】 それでは、本日の第2回の検討範囲についてご理解いただけたということで、議題の1-1、最初ですが、第117条に基づく調査の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

【名取課長代理】 それでは、よろしくお願いいたします。

まず最初に、資料1、条例第117条に基づく調査の見直しについてご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、こちらは環境確保条例の117条の条文となりますけれども、117条は3,00

0 平米以上の敷地において土地改変を行う場合にあらかじめ届出が必要という規定となっております。ここで、117条の土地改変には適用除外行為というのは条文上は設けておりませんが、施行規則の58条第2項に該当する全ての改変行為が調査義務の対象と条文上はなっています。一方で、環境局のホームページのほうでQ&Aを設けておりますけれども、そちらで通常の管理行為ですとか軽易な行為ですとか、そういったものを適用除外として扱うということを示しております。また、似たような規定ですけれども、土壤汚染対策法の第4条ですとか12条では、届出を要しない行為が施行規則で規定されている状況にあります。こういう背景がございますけれども、現在、適用除外規定、ホームページに載せているものがスライドの4枚目になります。

よくある質問ということで、現実的によくお問い合わせをいただく部分ではあるんですけども、こちらに①から⑤という形で仮設の工作物でありますとか水道管、排水関係、それから植栽関係といったものは、通常の管理行為、また軽易な行為として適用除外と認めているところです。

参考に、法の規定も載せておりますが、法4条、土地の形質変更の場合については、法規則の中で除外規定を設けております。それから、法12条、形質変更時要届出区域での改変、土地の形質変更に関しても、やはり施行規則の中で適用除外行為を定めておまして、おおむね深さ50センチ未満であるとか、搬出がないとか、そういったところの条件を明確に定めているところです。

以上を踏まえまして、本資料の検討課題をこちらに整理しております。検討課題としましては、条例117条の適用除外としている通常の管理行為、軽易な行為について、今後の扱いを整理しまして、規則でこれまで明記がされておきませんので、規則等での明記について検討したいと思っております。

論点が3つございまして、適用除外にする項目として、1つ目に通常の管理行為、それから2つ目に軽易な行為、そして3つ目に非常災害のために必要な措置として行う行為、こういうことについて検討していきたいと考えております。

まず、通常の管理行為ですけれども、通常の管理行為の考え方としましては、水道、下水道、ガス、電気工事などの主にライフライン関係のことを想定しております。事業活動に伴うものは含まないと考えています。これらの工事については、土壤汚染に対する規制をかけると、かえって公共の利益において不具合が生じる、不便が生じるものが含まれているということを想定しております。現状では、先ほどご紹介したとおり、①から⑤の除

外行為を通常管理行為と軽易な行為ということで適用除外としておりますけれども、これらの届出を除外行為として認めていること自体には大きな問題は生じていないのかなという認識でおります。

一方で、課題も幾つかございまして、まず1つ目に明文化の必要性ということで、ホームページのQ&Aで示しているのみということですので、これを適用除外にするのであれば、規則等で明文化をしておくのが本筋であろうと考えております。

それから、通常管理行為の項目についても規則に明記をするということであれば、改めて整理をする必要があると思っておりますが、先ほどお示しした②から④、水道管、下水道管、それから排水関係、植栽関係については、通常管理行為として一般的に十分認められる範囲ではないかなと考えておりますけれども、一方で、①の仮設の工作物、塀等の新築、改築又は増築について、これらの中には仮設といっても大規模な工事も含まれていることもありますので、このまま通常管理行為又は軽易な行為として今までどおり適用除外にすることについては、やや疑問が出るのではないかなと考えております。例えば、仮設の中でも、オリンピック施設などでは仮設と呼ばれていますので、規則で書いてしまうと、ああいうものも含まれてしまうと解釈しかねませんので、ここについては慎重に記載する必要があると考えております。

それから、現在のQ&Aでは記載していませんけれども、よくお問い合わせのあるケースとしまして、既存の道路の補修についても通常管理行為として追加してもよいのではないかと考えております。ここについては、新設や拡幅になりますと、工場等の敷地を通ることもございますので、そういうものは除いて、既存道路の補修のみに焦点を当てて通常管理行為としてもよいのではないかと考えております。

それから、最後に、法対象となる土地に係る条例117条の取り扱いについてということですが、通常管理行為として認められる行為であっても、ものによっては法4条の対象となる届出も実際にはあるという状況がございます。また、法改正に伴って、そういうもののパターンが増えることも想定されますので、これについては、法4条の事務を円滑に進めるという観点で、117条についても対象としてはよいのではないかと、適用除外としないほうがよいのではないかと考えております。

以上を踏まえまして、見直しの方向性の案としましては、まず適用除外行為として認めている通常管理行為を施行規則又は施行通知に記載して、明文化したいと考えております。

1つ目の仮設の工作物等については、これらは通常管理行為と言えないケースも含んでおりますので、これは一旦削除することを考えたいと思っております。

それに加えて、既存道路の補修については、通常管理行為として新たに追加したいと思っております。

それから、その他の項目については、現状のQ&Aの記載から変更なしに、基本的には規則に書いていきたいと思っております。

そして、これらのほかに、規則で明記し切れない部分、先ほどの仮設、塀等も含めてですけれども、通常管理行為と認められるものについては、改めて整理しまして、通知等で例示をしていきたいと考えております。

そして、土対法第4条で届出対象としているものは条例117条の除外行為の対象としないということで考えております。

続きまして、軽易な行為についてでございます。

現状は、条例上、適用除外に関する規模要件は全く定めておりませんので、小さな面積であっても対象になるという状況にあります。例えば、10平米未満の届出が時々ございますけれども、そういった改変面積であっても敷地全体の地歴調査が必要となっていて、事業者への負担となっているという部分がございます。小規模な工事に対しては、軽易な行為として適用除外にしているのではないかと考えておまして、具体的に、今回、規模としましては改変面積100平米、300平米または900平米を並列して、適用除外の対象とできないか、どのあたりで適用除外とできるかということをご検討いただきたいと思っております。

改変面積100平米未満の工事について、こちらにお示ししておりますが、届出数としては全体の4%から6%になっています。工事内容としましては、容器の埋設とか引込工事というところから始まりまして、耐震工事などというのが50平米程度でございますけれども、既存の設備の改修であるとか耐震工事、そういった施設の改修が含まれているものになります。

続きまして、300平米ですけれども、こちらの場合、届出数としては全体の10%程度になります。先ほどと同様に、耐震改修もございまして、倉庫の撤去であるとか、それから増築などといった建物関係の工事が含まれてくる点が特徴かなと思います。

続いて、900平米ですけれども、こちらは900平米までの届出の場合は全体のおよそ20%になります。こちらですと、公園整備ですとか建物解体、それから建物の新築と

いった建物関係の工事が多くなる傾向がございます。

面積ごとの汚染率をこちらに表示しております。それぞれゼロから100、ゼロから200、ゼロから300という形で書いてありますけれども、その部分の汚染率を見ますと、改変面積が小さいほど汚染率が小さい傾向となっております。おおむね300平米以下で汚染率が低くなる傾向ですけれども、300平米以上になると、おおむね横ばいということで、条例制定時からの全体の平均の汚染率は17%程度ですが、300平米以上ですと、大体この数字に落ち着いている状況でございます。

それから、汚染件数の比較も表としてお示ししております。平成27年度、28年度で条例117条の調査報告書がおおむね100件程度出ておりますけれども、もしゼロから100平米の部分を実用除外とした場合には、28年度の場合で3件程度の汚染があるものを見逃す可能性があるということになります。300平米ですと5件から9件、10%程度の汚染を見逃す可能性があるということになります。そして、900平米ですと15件程度になっております。

工事内容の比較も先ほど簡単に申し上げたとおりですけれども、ゼロから100ですとメンテナンス系の工事が多いところですが、300平米ぐらいになりますと増築、改築が含まれておまして、900になると完全に増築、改築のほうが多いという形になっております。

それから、もう一つの条件としまして、軽易な行為として、規模要件は定めるものの、土壌汚染の有無というものも条件として定めるべきではないかなと考えております。改変規模が小規模であっても、既に汚染がわかっている土地に対して実用除外とするのは、拡散リスクがありますので、これについては実用除外とすべきではないのかなと考えております。

ですので、見直しの方向性としてしましては、通常の実理行為と同様に、軽易な行為を明文化した上で、100、300か900、いずれかの規模未満の工事については、軽易な行為として実用除外とし、ただし、当該箇所において既往調査等で基準超過がある場合は除くという形で考えたいと思っております。

最後、論点③ですけれども、非常災害時の規定です。条例上、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、除外規定を定めておりません。一方で、法律の第4条などでは、こういう規定が定められているところですが、非常災害のために必要な応急措置は緊急を要するものですので、土壌汚染対策よりも優先されるべき行為と考えられます

ので、届出によらず土地の改変を行ってもいいのではないかと考えております。ですので、見直しの方向性としましては、非常災害のために必要な応急措置として行う行為を117条の適用除外とすることを規則に明記したいと考えております。

以上の3つの論点を踏まえまして、改正の骨子として示したものがこちらになります。条例117条の規定の中で対象となる行為については、規則58条のほうで示しておりますけれども、規則58条の規定の中にこういった形で、ただし、次に掲げる行為については、この限りでないということで適用除外ということにしまして、先ほど申し上げたような項目を規則の中で変えていくということを想定しております。

資料1の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま論点①、②、③とあって、論点①については、通常の管理行為に含める範囲はどの辺までかという考え方を紹介していただきました。2番目の軽易な行為ということに関しては、改変面積を具体的に100、300、900平米未満という一つの案を示していただきました。こういうものを含めて、ご意見、ご質問も含めて、いただければと思います。いかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

【小野委員】 質問です。軽易な行為ですけれども、3つの足切りの面積をご提示いただいたんですが、本日、こちらのどれがいいかを決めるという理解でよろしいでしょうか。

【細見委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【丹野課長】 できましたら、その方向性をご意見いただければと考えてございます。

【小野委員】 承知いたしました。

【細見委員長】 資料として、100平米の場合、300平米、900平米、それぞれ出ていまして、最後、15ページには件数も具体的に示していただいていますので、これをもとにご意見をいただければと思います。決められるものなら、具体的に決めてしまってもいいということですかね。決められなければ、また次回までにご議論させていただきますが、今、事務局から出していただく資料として、これをもとに議論をしたいということでございます。

大塚先生、何か。

【大塚委員】 今の点についてですけれども、私は100平米がいいと考えております。理由は、14ページを見ていただいても、汚染率が低いということもございまして、15

ページで汚染件数を比較すると、平成27年度はゼロですし、28年度も非常に少ないということがありますし、メンテナンス工事が多いということもございます。ここまでであれば、問題なく軽易な行為と言っていいのではないかと思います。

実際に数字を決めるときには、調査のときの測定の関係を考慮したほうが望ましいと思いますけれども、10mメッシュということになれば100平米ということになりますので、その点からも100平米が適当ではないかということ意見をとして申し上げます。

以上です。

【細見委員長】 ありがとうございます。

今、改変面積の軽易な行為の具体的な数値として挙げていただいています、どうでしょうか。ほかの委員の方は、ご意見等ございますでしょうか。

では、勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 14ページと15ページにお示しいただいたデータを見る限りは、やはり100平米ということになるのかなと思うんですが、もし300平米とか900平米を採用するということになると、それはどういう説明をして対応するというロジックになるでしょうか。そのあたりを教えていただければ、よりすっきりするかなと思いました。

【細見委員長】 事務局、大丈夫でしょうか。100平米は10メートルメッシュの一番最小単位なので、非常に理解しやすいと。300平米、900平米、それぞれそれなりの根拠というのか、説明の仕方ですね。

【勝見委員】 ここでお示しいただいているのは、全体の件数の合計と割合ですね。それ以外に、やはりそれぞれの現場のご事情があってというようなご説明がもしあって、それが一定程度論理的なものであるのかどうかということがポイントになるのかなと思いました。

【丹野課長】 まず、一応100、300、900という形で整理をさせていただいております。おそらく300、900ですと、実は事務局といたしましても、このデータからいきますと、説明には苦慮するというか、難しいのではないかと考えております。決め打ちで100だけというのも問題かなと思いましたので、一応データとして挙げさせていただきます。

100は数値的に非常にすっきりしておりますし、届出されている件数を見ますと、100平米未満の工事、例えばスライド11で平成27年16件、28年度27件という件数ですが、これ自体も、規制している実効性からいえば、本当にきちんと届出が提出され

ているかといいますと、かなり少ないのではないかと。皆様、ちょっとした工事、改変面積であれば届出をされていないケースもあるのかなと思われまます。今の規定ですと、3,000平米の敷地でたとえ1平米でも土地を改変すれば対象になってしまいますので、そういった工事が本当にこれだけの件数なのか、規制の実効性ということからいきましても、1000平米未満の届出はちょっと少ないのではないのかなというところもございませす。そういう実態はございませすも、今のところ、大きな支障は出ていないというところもございませす。300、900ですと、100と比較して厳しいかもしれなひです。

【勝見委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 鈴木委員、何かご意見ありますか。

【鈴木委員】 実際には、届出の件数と、それから今整理していただいたところでは、1-7ページの下、汚染率があると思うんです。300ですと、おおむね10%の届出件数で、かつ、その中のまた10%ぐらいに汚染があるということになると、これだけでもかなり少ないことは少ないと、汚染率からいうと見えるんです。ですから、実際に、届出をつかまえるのではなくて、汚染を見逃さないということであると、300でもあまり気にならないのかなという気はするんですけれども、いかがでしょうか。

これは意見としてです。

【細見委員長】 1-7は、スライド番号でいうと14番のことですね。

【鈴木委員】 そうです。

【細見委員長】 今おっしゃった意味は、300を超えると、ある一定の汚染率があるけれども、そこまでは面積に応じて汚染率があるので、100平米という汚染率が小さいとも言えらと。

【石崎委員】 事業者側の立場からすれば、もちろん広いほうがいいですけれども、結果的には、その土地が汚染されているであろう場合は調査義務があります。ですから、あまり細かいのも事業者の負担というのもありますし、さりとて900というのは、どうもお話によると、今、国のほうが3,000から900という話も出ている中で、ある程度東京都の、スライド番号14からいけば、事業者側からすると300というところが落としどころなのかなと思いつつ、いかに狭くても、もともとそこでいろいろな環境規制物質を使っているとすれば、結局、調査義務があるわけで、広いからとか狭いからとかということも関係なく、ただ、実際の事業者側からすると、あまり狭いと圧迫感はあるなという感じはします。

【細見委員長】 小野委員はいかがでしょうか。

【小野委員】 理想的なことを言うと、やはり100がいいのではないかと思うんですが、先ほど石崎委員もおっしゃっていたとおり、私も、このグラフを見ると300ではないかなという気がしているんです。今、国が3,000でラインが引かれていて、その10分の1ぐらいの細密度だったらいいのかなということと、300は大体100坪で、現場のセンスで大体整理しやすいのかなというのもあり、汚染率の上昇から、900だとちょっと広いかなというあたりで、事務局の方が100から300で丸をつけていたところ、そういう気持ちもあらわれているのかなという気がしています。表現が変だったら、すみません。なので、一番の妥協点と言ったら変ですが、300なのではないかと思います。

あまり科学的なことを言っていないで、すみません。

【細見委員長】 ありがとうございます。

どこかで数値を決めないといけない場合に、明らかな差がわかればいいんでしょうけれども、一つは300のあたりで一つの変曲点もあるのではないかということと、100平米だと、今まで土地の調査の最小単位なので、10メートルメッシュということでわかりやすいというご意見2つあって、きょう、これでえいやと決めるわけにいかずに、両方の意見があったということで、事務局、次回で。きょう決めなくていいですよ。どうですか。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 わかりました。

【丹野課長】 できましたら、後ほどお帰りになってからでも結構ですので、さらに情報として、データとして、こういうものがあつたほうがいいのではないかというご意見もお寄せいただければ、そちらの観点でも事務局のほうで整理をいたしまして、それでいろいろロジックをつくれるような形で考えたいと思います。

【細見委員長】 次回には決めたいので、それを決めるに当たって、こういうデータがあつたら、もっと判断しやすいのではないかというご要望があれば、事務局に言っていたいて、1カ月ぐらいしか時間はありませんが、その間にできるだけ事務局としては調べていただいて、その資料に基づいて、具体的な改変面積については次回決めるということにさせていただければと思います。今、100か300平方メートルというご意見があるということにさせていただければと思います。

【丹野課長】 よろしくお願いいたします。

あと、すみません。小林委員のご意見ですが、改変面積が小さくても、汚染がもう明らかな場合は除外としないほうがよいのではないかというご意見です。ただ、軽易な行為とするのであれば、小林委員のご感想としては、300未満ぐらいが妥当ではないかというご意見を事前にいただいております。

【細見委員長】 ありがとうございます。

100平米と300平米というご意見が両方あったということにさせていただきたいと思えます。

それでは、そのほかの論点①の通常管理行為に含める範囲ということについて、事務局案で今までのQ&Aをもとに整理していただいております。これについて、いかがでしょうか。ご異論はありますでしょうか。なければ、これは事務局の案を採用するということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【細見委員長】 それでは、最後に、非常災害のための云々というところで、117条の適用除外ということをも明記するという点に関して、この論点③についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

【鈴木委員】 これは汚染を調査する前ということですので、非常災害時に行った行為を後で届け出るということは特に考えておられないということでもよろしいでしょうか。

【細見委員長】 いかがでしょうか。

【丹野課長】 そのとおりでございます。法と合わせようと考えております。

【細見委員長】 非常災害時に関しては国と同じ内容で進めるということですので、多分ご異論はないかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【細見委員長】 それでは、117条の適用除外について、面積の100平米、300平米だけに関しては次回に決めたいと思えます。よろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして(1)－②の人の健康リスクに係る対策等について、まず事務局から資料2に基づいてご説明をお願いいたします。これは結構膨大な資料ですね。

【矢野課長代理】 それでは、資料2に関しまして、私、矢野のほうから説明させていただきます。

本資料の検討課題としましては、最初に健康リスクの定義、それから健康リスクの観点からの対策義務、それから最後に飲用井戸情報の収集・保管・提供、この大きな3つの話題について取り扱わせていただきます。説明が長くなりますので、先に検討課題①、②について説明した後で、一旦ご議論の時間をいただきまして、後ほど検討課題③の説明とご質疑という形にさせていただきます。

最初に、検討課題①健康リスクの定義でございますが、条例のほうで人の健康リスクをトリガーとして発動する規定としては、114条の規定がございます。これは、操業中の工場等の敷地で既に明らかな土壌汚染に起因して健康被害が生じ、又は生じるおそれがあるときに、有害物質取扱事業者に直接対策を命ずる規定となっております。しかし、この健康被害のおそれの定義というものが条例上、明記されておられません。

一方、法で、健康リスクのある土地に対しては調査命令、それから要措置区域の指定という仕組みがございますが、この要件としては、施行令、施行規則のほうに判断の基準が示されております。例えば、飲用リスクにつきましては、地下水の利用状況について、法施行規則第30条の各号に定める場合として、汚染の拡大する範囲に飲用する地下水の取水口があることなどが挙げられているところです。

条例114条の規定をこちらの画面で引用してございます。有害物質による土壌汚染により大気、また地下水を汚染し、現に人健康リスクがあることというのがこの命令の要件となっております。このあたりの書きぶりについても、前回、第1回の検討委員会で整理したとおり、制定当時のリスクの捉え方で記述されておりますので、見直しが必要だと考えております。

まとめますと、条例の114条には健康リスクの判断基準の定義がなく、法には示されているという状況でございます。前回の検討委員会で、法と条例の健康リスクの整合を図るという方向性で整理をしたところでございます。また、同じ健康リスクでございますので、対策についても法と整合が図られるべきであると考えております。法のほうは、31年に施行される第2段階施行で汚染除去等計画あるいは実施措置といった用語を新たに示しておりますので、その内容についても、実際に今、検討が進んでいる状況でございます。

これらを踏まえまして、見直しの方向性（案）としましては、条例114条及び同条の委任する施行規則において、法と同様の人健康リスクの判断基準を規定したいと考えております。また、この判断基準を法と整合させると同時に、第114条に基づく対策は、法の要措置区域において求められる対策と同等とすると。名称につきましても、改正後の汚

染除去等計画といった名称を引用する形で整合を図りたいと考えてございます。

続きまして、検討課題②健康リスクの観点からの対策義務の要件ですが、対策義務の要件としましては、今説明した114条を除くと、健康リスク、特に飲用リスクの有無で対策の要否を分けるという整理を条例はしておりません。また、対策の義務者、それから義務をかける書きぶりにつきましても、命令の発出であったり、義務として書かれていたり、この辺が調査の契機によって異なっている規定になってございます。

対しまして、法のほうは、調査契機によらず、土地のリスクの有無で指定という形で対策の要否が分かれ、義務者は原則として土地所有者、ただし、法7条ただし書きの3要件の場合には汚染原因者が義務者となるといったつくりになってございます。このあたりを、こちらのスライド7の表にまとめてございます。

条例の116条と117条の書きぶりのほうも紹介させていただきますが、116条につきましても、土壌汚染の濃度に基準超過があるときにつきましても、有害物質取扱事業者に対して何らかの汚染拡散防止の措置を命ずるという規定となっております。また、117条のほうは、同じく基準超過がありましたら、土地の改変に伴う汚染の拡散防止について、これを義務づけるという規定となっております。条例の本文上は、それ以上対策が必要か必要でないか、どういった対策を求めるかといった要件については記載はなく、すべて指針に委ねられている状況でございます。

この指針の中で、実際に116条や117条で汚染拡散防止を行う範囲についての説明がございまして、ここでの考え方としまして、まず溶出量基準超過の場合は、地下水汚染の原因となっているかどうかというところで分かれております。地下水汚染の原因となっている場合は、封じ込め、除去等の対策を要すると。それから、そうでない場合につきましても、周辺の地下水の利用状況といった考え方もなく、地下水汚染の原因となっているか、なっていないかというところだけで判断されているというのが現状でございます。

また、116条の場合で、地下水汚染の原因となっていないときには、先ほどの116条の規定で、仮に汚染拡散防止措置の命令が出されましても、土地の掘削等を行うまでは何もしなくてもよいという、やや半端な扱いになる状況でございます。117条の場合ですと、地下水汚染の原因となる場合は、除去、封じ込め等をしますが、117条自体は土地の改変が契機となる調査でして、必ず掘削があるということから、何らかの拡散防止措置がとられることとなります。

含有量基準超過の場合については、法と同様に、人の立ち入りによる摂取リスクがある

かどうかというところで考え方が分かれておりまして、今、ここには法との大きな考え方の違いはありません。

課題として、法のほうが健康リスクベース、それから条例は地下水汚染ベースで対策を求める条件が異なっているため、法のみ対策が必要なケース、条例のみ対策が必要なケースがそれぞれあるという状況です。特に、健康リスクベースの観点からは、上の法のみ対策、実際はこの要件ですと、いわゆるモニタリングの指示になりますが、これが必要なケースについて課題があると。ここは少なくとも法と合わせるべきではないかと考えられます。一方、地下水汚染ベースの考え方からは、条例の地下水保全の考え方をどのように残していくか、この検討が必要と考えます。この2つに該当しないときにつきましては、土地の改変時の拡散防止を求めるということで整理ができるのではないかと考えられます。

下の2つ、地下水保全、それから改変時拡散防止につきましては、後ほど資料3及び資料4で詳細に検討させていただきます。

ここまでの内容を一旦まとめますと、条例においても、114条から117条の規定において健康リスクの考え方を導入し、リスクがある場合は要措置相当として対策を実施する。それから、従来からある地下水環境保全の考え方からの対策要件については、資料3で検討する。それ以外の場合については、法の形質変更時届出区域と同様に、掘削に伴う拡散防止措置を実施する。この内容については、資料4で検討することにしたいと考えます。こちらの対策の要件が分かれるところを、現在のような指針ではなく、条例本文で読み取れるように指定していきたいと考えております。

今の話を表の形でまとめ直したものが、こちらになります。法と同様に、健康リスクで措置を要するというとし、健康リスクがない土地での地下水汚染については、別途検討する。従来ですと、汚染が帯水層に達しているかどうかという判断がありましたが、法がこういった考え方を取り入れていないことから、条例でも今後はこの考え方については取り入れないという形で、法と合わせたいと考えております。

続きまして、この対策の中身ということになります。実際には指針の規定になりますので、きょうは考え方の整理だけにとどめますが、後の義務者の議論に一部関連すると考えられますことで、ここで取り扱わせていただきます。

現行の規定では、飲用リスクの有無を対策の要否に用いておりませんので、地下水汚染がないときには対策が不要であり、この場合、法ですとモニタリングが必要になりますが、条例ではこの規定がございません。また、封じ込め等の対策が必要となる場合の措置の方

法として、法では選択が可能な地下水汚染の拡大の防止の措置は、条例の指針では規定がなく、選択できない状況になってございます。

モニタリングの規定がない中でも、区市のほうで法を参考に、飲用があるということでモニタリングを求めた事例があるかどうか、区市に対するアンケートで確認させていただきましたが、これはごくわずかな事例のみということでした。自由意見欄のほうで、法と同様の扱いが望ましい、しかし、半永久的に行う必要のある措置であり、指導が難しいという指摘がございました。

現行の指針で選択可能な措置の一覧を表にまとめてございます。一番下にありますが、法では選択可能な地下水汚染の拡大の防止の措置が指針には規定されていないため、選択ができない状況になってございます。

まとめますと、これまで飲用井戸の有無を対策の要否に用いてこなかったことから、モニタリング措置については、これまで条例上導入しておりませんでした。このため、法案件であれば要措置となってモニタリングを義務づけられる状況であっても、条例では措置が不要な土地が存在しているということです。また、条例では、地下水汚染があれば封じ込め、除去等を求めておりまして、地下水汚染の拡大の防止の措置については指針に記載がない状況でございます。

方向性としましては、法との整合及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を条例制度でも導入する、これを指針に規定したいと考えております。法と同様の対策を求めるという整理から、地下水汚染の拡大の防止の措置も指針に規定して、条例で選択ができるようにしたいと考えます。

この具体的な内容につきましては、今、法改正のほうで進んでいるモニタリングの実施期間の考え方等の見直しもございますので、この辺も含めまして、来年度、指針の見直し作業の中で検討していきたいと考えてございます。

続きまして、対策の義務を課す書きぶりの規定の中身のほうを検討させていただきます。

条例は汚染原因者責任を追及するというつくりでございますので、基本的に、114条から116条の対策の義務者も汚染原因者である有害物質取扱事業者になります。このこと自体は、法も、対策については汚染原因者責任を求めるという姿勢をとる規定がございまして、考え方自体にそごがある状況ではありません。117条の場合は、改変をする行為者、土地改変者が汚染原因者ではないものの、改変行為に伴う汚染の拡散防止の措置と一体として対策を行うことが効果的・効率的であると考えられます。

考慮すべき点としまして、この土地において飲用リスクの有無というものは対策の義務者が仕入れる情報ではないと。特に、飲用井戸があるかないかというところについては、義務者がわかる情報ではないということになります。法ですと、こちらの飲用井戸がある土地については要措置区域に指定され、指示措置が出されるという仕組みでございますので、そのことによって義務者がこの存在を知ることになります。117条の場合の土地の改変者は、特に法では対策の義務者ではないため、条例でこういった指示、命令みたいな形で健康リスクがある土地に対する対策のようなものを求めることが適切かどうか。また、命令ではない形でやる場合には、どのような形で健康リスクの存在を知らせるべきかというところが考慮すべき点かと思えます。

この辺を踏まえまして、見直しの方向性としては、116条については現行と基本的には考え方が同じでして、汚染原因者である工場等廃止者に対して、114条に準じて対策を命じる規定としたいと考えます。

117条につきましては、これは土地改変者ですので、命令の規定は置かずに、飲用リスクの有無に関する情報を通知して、117条の調査の中で判明した汚染に対する措置を指針に基づく拡散防止計画の中でやっていただくという仕組みをとりたいと考えております。また、通知をする前に既に汚染拡散防止計画が出てくることも考えられますので、これについては、変更が指示できる仕組みを設けたいと考えております。

なお、いずれの場合につきましても、健康リスクがある土地ということで、法の第5条の要件を満たす土地ということになりますので、必要に応じて土地所有者への指導も併用していきたいと考えております。

ここで、追加の論点としまして、土地の所有者に命令を発出するようなケースがあるかどうか、それから、特に116条で土地の譲渡等があった場合に、対策義務をどのように課していくかというところについて少し議論を追加したいと思います。

法の規定としましては、まず土地所有者のほうに指示、命令を出すという原則になっておりますが、汚染原因者の責任のほうが高いことは明確ですので、ただし書き3要件に当てはまる場合につきましては、汚染原因者に指示、命令を発出することとしております。この3要件につきましては、こちらに記載してございますが、これらすべてに当てはまるということが求められております。

見直しの方向性として、法の規定はこういった形ではございますが、条例はそもそも対策の義務者は工場廃止者ですので、前回の議論で調査義務の承継といったことも取

り扱いましたが、こういったケースも含めまして、まず原則としては、汚染原因者である工場廃止者に命令を出すというつくりにしておいた上で、法の7条ただし書きを参考に、土地所有者等が対策を行うべき状況にあるときには土地所有者等に命令を発出することも可能な規定としたいと考えております。

なお、命令自体は不利益処分ですので、弁明の機会が付与されることから、どちらに命令が出された場合においても、弁明の内容を確認してから命令を発出することになると考えます。

土地所有者が対策を行うべき状況として、下の吹き出しの中に2つ、今、想定してございますが、土地所有者等が措置をする旨の合意があるとみなされる場合、それからもう一つは工場等廃止者が不存在ということで、本来の義務者に命令を発出することができない場合、この2つのパターンを考えてございます。

また、命令があった後あるいは命令を発することがなく土地の譲渡等があった場合の義務の承継です。前回の調査義務の話でもしましたが、条例の第116条4項という規定がございます。対策の義務についても、116条4項は、有害物質取扱事業者が措置を行わずに土地の譲渡、返還を行った場合は、土地の所有者に措置の実施義務を課するという規定となっております。

このスライドは、前回の検討委員会でも示したのですが、116条の4項にはこの承継の抜け、漏れがあるという課題認識になります。特に、転得者というところが課題となっているところです。

116条4項に基づく対策のほうの指導も、区市のほうで広く行われております。課題につきましても、調査義務と同様であって、都内の土地は廃止の時点で土地利用が決まっているケースも多く、例えば不動産業者を通して開発事業者が土地を取得するまで、対策費用を捻出できる者が実質的にいない場合など、開発事業者への指導が可能になるようになど、区市から強い要望をいただいているところです。

こちらは前回の検討委員会で示した調査義務の承継の考え方です。義務者としては工場廃止者ですが、一定の条件の場合、土地所有者に調査義務を課するという考え方を前回説明したところです。

なお、このフローを説明した際に、所有者通知の可否についてご検討を尋ねられたところですが、現在のところ、所有者への通知は必要ではないかと考えているところです。

ここで、法の規定の場合を見てみますと、法のほうでは土地の権利の譲渡があった場合

の対策義務の承継の考え方はないということになります。ただ、区域指定がされていますので、指定された土地についての規制は残り続けることになります。また、施行通知を見ると、土地所有者に指示を出した後で汚染原因者が判明した場合には、指示のやり直しをするという扱いなども示されているところです。条例の課題である転得者への義務承継や報告義務の扱いについては、上記のとおり法の規定を参考にしてという状況ではないことになります。

よって、見直しの方向性としましては、現行の116条第4項の規定を生かし、そのまま、課題となっている転得者等への対応を追記することで整理したいと考えているところです。ここで承継する義務としては、対策の義務と、それから今後、台帳により対策の履歴管理が必要となるとお思いますので、報告の義務も課したい、継承すべきだと考えているところです。

なお、義務は承継されたとしても、命令を受けた者の地位を承継するわけではなくて、罰則の適用はないと整理させていただきます。ただし、これまでと同様に、新たに義務を負った者が対策措置を行わないとなれば、120条の勧告の対象にはなるという整理になります。

検討課題①、②までの方向性をまとめたフローがこちらになります。健康リスクの有無の判断は法と同等の基準とし、求める対策も法と同等とする。それから、調査結果によって健康リスクがありとなった土地については、工場等に係るものについては対策を命令することができる規定とします。命令の発出の相手方について、土地所有者に命令を発出するケース、その後、対策が行われずに権利が譲渡された場合の対策義務について考え方を整理したところです。土地の改変に係るものは、これまでどおり命令によらずに義務づけることとしますが、健康リスクがある場合には、その旨を通知し、既に提出された拡散防止計画が不十分であれば、変更を指示するというフローを想定しております。

検討課題①、②はこちらまでになりますので、一旦こちらで説明を終わりたいと思います。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から小林委員のコメントとか、ありますでしょうか。

【丹野課長】 ここまでの内容につきましては、おおむねご了承ということです。

【細見委員長】 わかりました。

それでは、今説明いただきましたけれども、まず検討事項の1番目、人の健康リスクの

判断基準についてです。前回の検討会での経過も踏まえて、法と整合性を図るという観点で進めていきたいということですが、これでもよろしいかということです。それには多分問題ないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【細見委員長】 では、検討事項1については、前回の議論も踏まえて、法と整合性を図っていくことにしたいと思います。ありがとうございます。

その上で、本日の検討課題の論点②から④でございます。

まず論点②は、これまで都の条例では地下水汚染があるかどうかをベースに、いろいろ対策要件をしてきたわけですが、今回、法と同様の健康リスクベースを対策要件として、これを全面的に取り入れた上で、かつ都独自の地下水の環境保全を上乘せしたいとおそらく上乘せですよね。もう一度申し上げますと、対策を義務づける条件については、これまでの地下水汚染の有無から、法でいう健康リスクベースを基本として、さらに今まで都が続けていた地下水の環境保全を上乘せしていくという考え方です。

これについて、いかがでしょうか。何かご意見、ご議論とか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【細見委員長】 では、この方向でよろしいということで、論点②については認めていただいたということで、次に論点③ですが、具体的には指針で規定する。指針で議論するのは来年度、4月以降になるんですね。

【丹野課長】 早い時期に第4回を開催したいと考えておりますが、指針の検討事項につきましては、それ以降の第5回から検討していただければと思います。

【細見委員長】 具体的な内容は、おそらく第4回、第5回が来年度の4月、5月にあるそうですが、進め方として、あるいは考え方として、法と同じような方向性でやっていきたいというのが、概して言うと、本日の説明だったかと思います。これについてもよろしいでしょうか。

鈴木委員、首をかしげておられるので、どうぞご意見をお願いします。

【鈴木委員】 法の考え方を取り入れることはするけれども、地下水汚染があっても、それが土壌汚染の原因によって起きていると判断されれば、それは対応するという今までの流れは変えないという理解でよろしいですよね。そのベースのところは。

【細見委員長】 では、事務局、お願いします。

【名取課長代理】 具体的には次の資料でご説明させていただきますけれども、地下水

汚染の観点の部分も残していきたいと思っております。

【鈴木委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。基本的には国と同じ方向でやっていきたいということでございます。これは認めていただいたということにさせていただきたいと思いません。

(「はい」の声あり)

【細見委員長】 次の論点④の対策の義務を課す規定ということについては、実は法と条例で義務者が異なります。条例の場合には、汚染原因者責任が基本となっています。また、土地改変者、土地所有者への義務の課し方とか、それから権利移転があった場合、義務の承継について、今ずっと説明を伺いましたけれども、これについてご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

小野委員、どうぞ。

【小野委員】 おおむね事務局案に賛成します。非常に納得のいくロジックで、工場等廃止者に第一の責任があるということを明確にしておくことが、さらなる将来を見据えた汚染防止につながると考えるためです。

ただ、実際は、先ほどもご説明いただいたとおり、廃止時に費用負担の能力がない場合について、次にだれが負担するのかということを明記しておくことも重要ではないかと思しますので、事務局案に賛成いたします。

【細見委員長】 負担能力がない場合、ここはどこに記載してありましたかね。

【小野委員】 私、ちょっと言い過ぎていますよね。すみません。

【細見委員長】 大塚先生、何かここら辺は。

【大塚委員】 私は別のことを考えていたのですが、負担能力のことは特に書いていないと思います。

【細見委員長】 ここには書いていないですね。

【小野委員】 はい。工場等廃止者が義務を果たす見込みがないときというところで、通常は費用負担ではないかと私が読みかえてしまって、すみません。

【矢野課長代理】 今の義務を果たす見込みがないときというのは、おそらく前回の説明で用いたスライド23のところかと思いますが、前回の議論のときに、義務を果たす見込みがないときの要件としては、工場等廃止者が不存在、いわゆる法人が解散ですとか、相続がないとか、そういった形で不存在となった場合、あるいは工場等廃止者に対して調

査義務を果たすようにという勧告を行って、これに従わなかった場合という2つのパターンのみを考えておりました、費用負担の件については、このときは議論しなかったということでございます。

今回についても、工場等廃止者の費用負担能力については特に考慮せずに命令を課するという形であれば、費用負担能力がないことを理由に土地所有者に命令を課すということは考えていないということです。

【細見委員長】 今の都の事務局の返答でよろしいでしょうか。

【小野委員】 私の誤解でした。申しわけありません。

【細見委員長】 ありがとうございます。

この件については、いかがでしょうか。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 事務局のお考えで基本的にいいと思いますけれども、ちょっと説明をお願いしたいです。

2点ございまして、1つは2-12で、先ほどのご説明だと、転得者に対しては罰則の規定の適用がないということになると思います。対策の実効性のことを考えた場合、これでいいのか気になるものですから、これでよろしいのでしょうかということをお伺いしておきます。

それから、もう一つ、19ページで、調査の義務の承継のほうはいいんですけれども、対策のほうで、汚染原因者、工場等廃止者が不存在であり、命令が発出できない場合に、その土地所有者等が対策をとるということになっています。結果的にはよろしいかと思えますけれども、法律と裏返しのようなことになるので、法の論理としては、土地の所有者が補充的責任を負う、あるいは第二次的な責任として補充的責任を負うみたいな形になっているので、多分説明が必要になってくるのではないかという気がいたします。工場等廃止者が不存在の場合に、どうして土地所有者がその措置をとらなくてはいけなくなるのかという説明が多分要るかなと思います。

その2点をお伺いしておきます。

【細見委員長】 事務局、お願いします。

【矢野課長代理】 1点目の対策の実効性というところでございますが、法のほうも、土地所有者の権利の移転があった場合に新たな土地所有者に命令を出すというつくりになっていないところですので、条例のほうで命令を出すというところまで踏み込めるかとい

うと、まだ検討が十分できていないところでございます。ですので、おっしゃるとおり、実効性というところでご懸念があるということは理解いたしますが、汚染があったという台帳が調製されて、その情報は記録され、公開されることになりますので、そういったところで法の区域指定に類するような形で何らか歯どめがきくということを期待したいところでございます。

2点目につきましては、確かに、今、法のような二次的な責任を土地所有者が負うという説明を条例の中ではしておりませんので、このあたりにつきまして書き込めるかどうかについて、もう少しご意見あるいはこういった観点でということで、例えば法の考え方を条例の中にも取り入れることを明確にするなど、ご意見、ご指摘、ご助言いただければというところで、お願いできればと思います。

【大塚委員】 もう一つ追加でお伺いしますが、土地所有者の義務は協力義務だというのは残すんですよね。そこはどうなっていましたか。

【矢野課長代理】 土地所有者の協力義務につきましては、今回、こちらの説明の資料の中でいずれ触れる予定ではございますが、一般的に調査、対策に関する協力義務というものも土地所有者に対して求めるという規定を設ける予定でございます。

【大塚委員】 その協力というのが弱いので。

それと、19ページの②に書いてあるところとの関係は、やや整合性を欠くような気が、多分法律家はすると思いますので、そこが説明できるようにしていただければいいということをお願いしておきます。

【細見委員長】 私も、今の塚先生の法的な部分は十分理解できなかった部分があって、これは国の土地所有者に対するいろいろな制度の仕組みと、今回都が出された汚染原因者に対する責任の、まずそこが一番最初に違っていて、実際に問題になるのは、工場を廃止した人が不存であるとか、そのときに多分実効性の担保に問題が起り得ると考えるんですかね。その際の土地所有者に課するための論理あるいは根拠は何かということの説明してほしいという意味でしょうか。

【大塚委員】 はい、そういうことです。だから、結論は別にこれでいいです。いいですけれども、その論理が多分必要になってくるということをお願いしているだけです。

【細見委員長】 では、その点については、事務局の間に次回までにまとめて説明をしていただきたいと思います。

【大塚委員】 一言いいですか。

【細見委員長】 はい。

【大塚委員】 具体的に言うと、土地所有者のほうが何らかの形でということですが、汚染があることに関して無過失である場合もあり得なくはないので、それが多少気になるところでもあるということをお知らせいたします。

ただ、結論はこれでいいと思います。

以上です。

【細見委員長】 では、今の塚先生の問題を事務局で検討していただきたいと思っております。

そのほかに、対策義務の承継等について何かご意見等ありますでしょうか。

では、先ほど塚先生からも一応結果はこれでいいと伺っていますので、意見がないということで、考え方としては、今の事務局の進め方で結構かと思っております。問題はお願いしたいということと、実効性の担保ということについて、もうちょっと議論を深めておいていただければと思います。

【丹野課長】 ありがとうございます。本日も指摘いただいた内容につきましては、基本的には次回の第3回で、指針事項につきましては、先ほど申し上げましたとおり第5回以降の検討の中で、ご意見を反映させたもので対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。塚先生とご相談させていただけたらと。

【大塚委員】 はい、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

【丹野課長】 よろしくお願いたします。

【細見委員長】 それでは、次の検討課題に移っていただきたいと思いますが、同じくお手元の資料でいうと資料2の13枚目でしょうかね。スライド番号でいうと26番目、飲用井戸情報の収集・保管・提供等について、事務局からお願いたします。

【矢野課長代理】 では、続きまして、検討課題③の今ご紹介いただいた内容についてご説明いたします。

法の事務では、既に飲用井戸情報を用いて、その収集の根拠となる規定が法にも定められているほか、今春に施行される第1段階施行のほうで、都道府県知事に対して、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報の収集等が新たに努力義務として定められたところがございます。条例でも、今後、健康リスクの考え方を導入するに当たって、これらの情報を収集するための規定が必要かどうかということを検討すべきと考えております。

こちらは法施行規則第30条の飲用リスクの判断基準となる地下水の利用状況に関する

規定となります。2号、3号は水道法あるいは災害対策基本法で法令に基づく情報として収集できますが、1号のいわゆる飲用井戸については、情報収集の根拠となる法令等が十分に整備されていない状況でございます。

こういった中におきましても、現在、区市のほうで、飲用井戸の有無を把握した上で対策を求めるかどうか判断しているケースは既に見られているところです。このときの飲用井戸の情報については、次に紹介します都の保有情報の利用や独自収集によるケースもございます。

都が土対法の事務のために収集した井戸情報でございますが、こちらは平成22年度に環境局で都内全域、約200万戸の全戸調査を実施して飲用の実態を把握しております。この中で、調査当時で5,000件ほどの飲用井戸の存在を把握したところでございます。この情報は、この井戸の近傍で規制案件が生じた際に改めて現在の飲用の有無を聞き取りして更新し、また要措置、形変といった指定の判断に使ってございます。

環境局のこの事務以外の飲用井戸の把握をしている組織ということで、衛生行政、具体的には保健所があるということです。市町村につきましては、東京都の各保健所の管轄でございまして、貯水槽を設けている等の一部の飲用井戸については条例で、それからそれ以外の個人宅の井戸については要綱で、届出や衛生指導を実施してございまして、この要綱の中で届出を促しているところでございます。それ以外の保健所設置自治体、23区特別区と、それから八王子、町田、2市につきましては、それぞれの保健所が独自に対応をしているところで、こちらの内容につきましては、アンケートを25の保健所に実施して、20の保健所にご回答をいただきました。こちらの内容を紹介させていただきます。

それによると、ご回答いただいた20保健所のうち、条例や要綱等の制度を定めて飲用井戸を把握する仕組みを持っている自治体は5自治体でございました。そのほか、制度によらずに飲用井戸を把握している状況があるかにつきまして、現時点で飲用井戸についての情報を有しているかということもお尋ねしましたが、半数以上の保健所で把握はしていないというご回答でした。このとおり、都内において飲用井戸の把握は統一的に行われている状況ではなく、把握しているのは一部の自治体にとどまる状況でございます。また、アンケートで実施した自由意見欄についても、届出を促す制度があっても、機能していると言いがたい状況ですとか、あるいは水質等の理由で飲用しないように指導しているという状況についても記載がございました。

こちらは、ご回答いただいた中で、具体的な把握制度を持っているという自治体の事例

の紹介になります。

飲用井戸情報の収集の必要性についての検討をスライド35にまとめてございます。まず、把握の必要性としては、現在、都内で確実に飲用井戸情報を把握・管理できる制度はなく、環境局として把握した情報については、案件があるときには現況を確認しておりますが、新たに設置された井戸の把握は行わない状況にないところです。そうはいつでも、都内の水道普及率はほぼ100%でございますし、飲用井戸はそもそも自己責任で利用する性質のものでございます。飲用しないように指導している地域において、飲用の実態があるというところをどう捉えるかというところもでございます。

飲用井戸を把握する制度を構築する必要性につきましては、中環審の第一次答申で、都道府県に対して、市町村と連携した飲用井戸等の合理的な把握方法の明確化が促されたところでございまして、これを受けて、新たな届出の制度をつくったり、あるいは区市町村が保有している情報の提供を義務づけるといったところが、例えば制度設計としては考えられます。いずれにしても、情報の取り扱いや確認方法についての慎重な設計が必要であると考えます。そもそも論の収集の対象とする飲用井戸の範囲につきましては、水道普及率が100%、特に区部ですと100%とされている地域で、誰がどこまで飲用井戸を把握して汚染から保護する必要があるのかという問題提起もございます。

参考としまして、飲用井戸の把握の主体として、保健所行政は厚生労働省の飲用井戸等衛生対策要領によって、飲用井戸の設置場所等の情報を収集・整理するように努めるものとされておりまして、今般、平成29年12月末に出されました施行通知においても、この要領についての言及があったところでございます。そうはいつでも、こちらの制度自体は届出を促すものでありますので、基本的には待ちの姿勢ということで、環境局が調査して把握している井戸であっても、保健所が把握されていないものも多数存在しているというのが実態でございます。

また、水濁法は、同じように、人の健康リスクをトリガーとした命令の仕組みを持っているところですが、人の健康リスクが生じるという要件の部分は、法令上の書きぶりは同じにもかかわらず、施行通知の書きぶりが違うというところで、判断が違うという現状もございます。

こういった状況におきまして、まとめますと、現行の条例では、飲用井戸等の情報は今までもついておりませんので、この収集の根拠となる条文ですとか、今後収集した飲用井戸情報をリスクの有無の判断に利用することについての根拠となる条文は、現行はもちろ

んございませぬ。また、飲用井戸の所管は水道行政ですが、そのほか、水道法に基づく水源ですとか、防災用の井戸といった情報についても、今後条例上利用する必要が生じてくるところです。都としては、既に土対法の事務の目的で収集した情報がございますが、こちらの安定的な運用のためのデータの定期的更新等には課題がございます。また、先ほど説明したとおり、我々が持っている井戸の情報の取り扱いについては、また整理が必要な状況も一部ございます。

まとめまして、見直しの方向性としては、まず条例の対策の命令等、地下水経路採取リスクの把握のための情報収集の根拠は、法と同じように条例に規定する必要があると考えております。どういった内容を規定するかといいますと、知事が関係者から情報提供を求めることができるという規定を設けた上で、具体的な把握の対象と、それから把握する情報の中身につきましては、関係機関と今後継続的に検討した上で、必要に応じて情報のやりとりのための要綱等を整備していくということで対応したいと考えます。

こちらは補足として、関係機関として想定する相手方、それから情報提供を受けるタイミングによってメリット、デメリットがあるところを、想定という形で簡単にまとめた状況でございます。

続きまして、飲用井戸情報の保管、それから区市との共有でございますが、現在、都の保有している情報につきましては、希望のあった区市のほうには、土壌汚染に関する情報ということで、土対法の事務に関連するところに提供させていただいているところです。条例の見直しの後には、116条の事務に井戸情報を利用する必要がある出てきますので、都と区市において井戸情報が共有されることが必要となってきます。また、行政区界の境界案件もいろいろございますので、都のほうで井戸情報を集約しているということは、区市にとっても利点があると考えます。また、対象とする井戸の定義を仮に今後見直すときには、都が保有している井戸情報について整理することも必要になってまいります。

この辺も踏まえまして、方向性としては、条例上は、都と区市それぞれが必要な井戸情報を持っているという前提で規定の書きぶりは整理してまいりますし、この辺を今後区市とどういった形で共有していくかについて調整していくと考えております。

最後になりますが、飲用井戸情報の提供でございます。改正法の31年施行、第2段階施行で今議論されているものとして、要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等の上流側を評価地点として、その地点で地下水基準適合を満たすための目標地下水濃度を設定することを検討しております。つまり、飲用井戸の位置情報みたいなものがあることによ

て、敷地内での対策の目標濃度をシミュレーションで求めるといった話が検討されているところですが、これに伴いまして、何かしら飲用井戸の情報提供が必要になるのではないかとこのところが懸念としてございます。ただ、飲用井戸情報につきましては、個人情報ということで、そもそも措置実施者にこういった情報を提供することが可能なのかと。今後、施行通知でもこういった個人情報を提供することまでは求めておりませんので、どのように提供すればよいのかということも今後の懸念としてございます。

こちらは、今の法の施行通知を簡単に紹介しているところです。あくまでも法の施行通知のほうで土対法の61条に基づいて集めた情報につきましても、提供が適当でない情報も含まれるということに留意されたいということが書かれているところです。また、今のところ、新しく示された施行通知でも、提供についての考え方は示されていない状況です。

まとめますと、現状としましては、法施行通知としては、一般に提供することが望ましいとしつつも、個別の事由に応じた慎重な対応や個人情報の取り扱いへの注意を求めている状況です。飲用井戸情報については、保健所行政では全部非開示の扱いとされております。飲用井戸情報が求められる場面としては、汚染除去等計画の策定でのシミュレーションの際のパラメータとして使われるケースですとか、そういったところが考えられますが、現時点ではどういった情報が必要なのか明らかになっていない状況です。そのほか、逆に、飲用井戸の利用者に連絡を行う際に、飲用井戸の利用者に対して連絡をとるべき者に対して情報を提供するというような場面も考えられます。

こういった不確定な状況も多いこととございますので、見直しの方向性としては、条例上収集した飲用井戸情報については、法の書きぶりを参考に、適切な提供に努めるといった規定を設けていきたいと考えております。中身については、引き続き検討していきたいと考えております。

これら検討課題①、②、③を通しまして、改正骨子ということでまとめたものが、以下3枚のスライドになります。

1つ目が検討課題①に係る健康リスクの判断基準、それから次に、飲用井戸情報の収集、今説明した内容に係る規定の書きぶり、それから検討課題②の対策に係る命令の書きぶり、最後に、117条で健康リスクがある土地の通知、それから計画の変更の指示といった書きぶりをこちらに紹介してございます。この改正骨子もあわせてご検討いただき、ご指摘等いただければと思います。

資料の説明としては以上になります。

【細見委員長】 ありがとうございます。

検討課題③について、条例で規定すべき事項について紹介していただきました。

委員の皆様聞く前に、小林委員から何かありましたか。

【丹野課長】 論点⑤のところでございます。例えば、神奈川県秦野市では条例で新たな井戸の設置を原則的に禁止していますが、そういったことは都内ではどうでしょうかということで、ご紹介いただきました。秦野市の地下水保全条例というものがあまして、その第39条で井戸設置の禁止という規定があるとのことでございます。

あと、災害用の井戸も飲用井戸となるのかという疑問を投げかけられておりました。70年間飲み続けてもという基準なので、災害用、非常時ということであれば短期間であるので、そこまで対象としなくてもよいのではと。災害用井戸の水を飲むということは、熱中症のリスクのほうを考えれば、そちらのほうが優先されるべきではないかというご意見でございました。

【細見委員長】 ありがとうございます。

小林委員は秦野市のいろいろな地下水保全にかかわられていますので、そういう情報を提供していただきました。

まず、論点⑤では、いろいろ現状でも課題がある中で、飲用井戸の情報の収集に関しては、見直しの方向性にありますように、今のところ割と一般的な書きぶりで規定を設けたいということです。

論点⑥については、共有していきましょうということですかね。

それから、論点⑦については、少し国のほうでもシミュレーションを使って評価をしていくというような動きがある場合に、飲用井戸の情報をどのように提供したらいいのか、個人情報などをどのようにすればいいのかということについて、いろいろな考え方を紹介していただきました。基本的には、ここの部分は法にならって進めていってはどうかというのが今のご説明の趣旨だったかなと思います。

これについて、いかがでしょうか。ご意見をいただければと思います。

石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 私ども事業者としましては、環境局さんに操業中からの調査ですとか改良ということをよくご指摘いただくんですが、やはり井戸の問題が必ず絡んできます。一種、二種で500m、1キロ、キロ数がありますけれども、将来にわたってのリスクを回避するというところで、操業中から土壌改良とか、いろいろなことをするに当たって、当然

事前調査が必要になります。このときに、もし要措置ということになりますと、一気に500m、1キロの、有害物質の到達距離の関係ですとか、もちろん傾斜もあるんでしょうけれども、その辺の問題が出てきます。

ですので、確かに個人情報なんですけど、例えば何丁目何番地の何のだれそれさんということではなくても、例えばやろうとしている事業所から500m、1キロ以内に飲用井戸があるかないか程度の情報は提供いただくことはできないのか。常に公開してくれというわけではなくて、事前に調査をしたい、事前にいろいろなことをやりたいとなったときに、例えば環境局さんに相談に伺って、完全に個人情報で、今お話ししましたように、どこにあると。要するに、個人が特定されるような情報ではなくても、この範囲内には飲用井戸が幾つありますよとか、飲用井戸はありませんよという程度の情報はいただくことができないのかなど。

はっきり言って、操業中から土壌の問題に取り組みなさいと言われていた割には、飲用井戸の問題が引っかかっていて、事業者側からすると非常に矛盾していると思うところがありますので、今も言いましたように、住所、氏名、年齢、職業までは結構ですけども、ある、ないぐらいのところの情報はどうなのかなと思うんです。

【細見委員長】 どうでしょうか。

【丹野課長】 行政の行為といたしまして、区域指定というときの判断に飲用井戸の位置、有無が使われておりまして、実際のところは、指定がされた段階で、事業者の方々は、要措置であれば、飲用井戸が周辺にあったということをご認識いただくような状況になっております。おっしゃるとおり、もっと早い段階から情報を教えてほしい、せめて位置だけでもというご要望は多々受けております。

ただ、情報の内容が個人情報を含むものということで、こちらもずっと慎重な取り扱いということを行ってまいりましたが、今回、改正法も施行されるということもありますので、事業者の方々に対してどういう形で、どういうタイミングで情報提供できるのかというところを、まさに検討していきたいと考えているところでございます。

今、石崎委員のほうからもご意見をいただきましたが、委員の皆様からもご意見をいただければと思います。

【細見委員長】 今回、条例の改正を考える基本的なところで、操業地も含めて、早くからできるだけ対応したほうがいいだろうというのが東京都の法プラスアルファの部分だと思いますので、その部分で必要な情報と、それからどこまで開示できるかということ

に関しては、できるだけ私も石崎委員の要望が通りますように都のほうで検討していただければと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 これはコメントです。

実際に、飲用井戸で、今、地下水汚染で当然健康リスクというところで見られているんですけども、今後の話かもしれませんが、地下水汚染の拡大の防止という観点で少し気をつけていただきたいと思っているのは、今後、再エネの利用ということで地中熱等の利用が多分始まってくると思います。もう既に始まっているところもあると思いますが、その場合に100mぐらいの井戸を掘る場合が出てくると思います。そうすると、汚染が第一帯水層でとどまっているものが、実は下の帯水層に拡大してしまうリスクも今後出てくる可能性があります。事前に調べられているわけですけども、そこら辺のルールづけというのは多分まだどこもないと思いますので、地下水汚染の重要性ということから考えると、今後そういうことも、何か考慮できるのであればやっていただければと思います。

【細見委員長】 今のはコメントというか、情報提供という形で、私たちもちろん再生可能エネルギーを利用するという意味では進めていくべき方向ですし、それと地下水汚染はどうなっているのかということについては気をつけていかないといけない情報ですので、都としても念頭に入れておいていただければと思います。

【丹野課長】 環境局の事業でも、地中熱については推進というか、取り組んでおりますので、そのあたりもしっかり対応できるような形で検討させていただきたいと思います。

【細見委員長】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

では、検討事項③については、基本的には了承していただいたということで、お願いしたいと思います。石崎委員の要望はちゃんと記録しておいていただければと思います。

それでは、次に進めていきたいと思います。

どうぞ。

【大塚委員】 最後の改正骨子のところもご説明いただいたので、うるさくて申しわけないですが、さっきの件について、もう一回だけ申し上げておきます。

スライド44の2-22というところが関係するんですけども、先ほど私が申し上げたのは、115条のさっきの議論で、②で工場等廃止者が不存在で命令を発することがで

きないとき、土地所有者に対する命令をかけるというご説明が先ほどあったところでございます。

私は疑義を申し上げたところですが、あそこで申し上げたことは、土地所有者のほうは、すぐ上の括弧に書いてあるように措置の実施の協力義務があるだけなのに、どうして原因者が不存在だと命令までかけられるのかというところは、やはり説明がほんとうはつかないと思うので、あまり言い過ぎないように気をつけて申し上げますと、今までの都の条例の基本的な発想、原理的なところを少し変える可能性を秘めておりますので、ちょっとそこが気になるということです。

しかし、これは先ほども申し上げていることなので、すみません、私自身もまだ考えないといけないのかなと思ってはいます。どうもすみません。

【細見委員長】 確かに、対策の実効性を担保する上で、こういう場合のときにどうするのか、法律文案的にも大塚委員の力をかりて少し詰めていただければと思います。

それでは、資料3の地下水汚染への対応要件ということに進みたいと思います。説明をよろしくお願いいたします。

【名取課長代理】 資料3の地下水汚染の対策要件についてご説明させていただきます。

こちらで検討しますのは、地下水汚染判明時に調査を求める要件、それから地下水汚染の観点から対策を義務づける要件、それから汚染状況調査に必要な調査の範囲ということを検討課題に挙げております。

論点の1つ目については、地下水汚染判明時に調査要請、それから処理命令を行える条例115条の規定について再確認したいと思っております。

それから、論点の2つ目としましては、対策を義務づける条件で、こちらは健康リスクについては先ほど資料2でご検討いただきましたので、地下水環境保全の観点の部分から対策を求める条件を検討したいと思っております。論点②に関しては追加の論点が4点ほどございますので、それについては後ほどご紹介させていただきたいと思っております。それから、対策と密接に関係する項目として、汚染状況調査における詳細調査の位置づけ、それから求める内容についても検討しておりますので、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、論点①地下水汚染地域における調査要請・調査命令についてです。こちらは条例115条の規定を引用しておりますが、条例115条は、有害物質による地下水の汚染が認められる地域がある場合に、有害物質取扱事業者に対して調査をして報告するよう求めることができるという調査要請の規定になっています。さらに、汚染があった場合、その

汚染が地下水汚染の原因となっていると認められる場合には、有害物質取扱事業者に対して処理をするように命ずることができるという規定になっております。この考え方は、地下水汚染を契機に調査、対策を求めることになっていきますけれども、土対法に含まれていない地下水環境保全の考えに立った条例独自の考え方であると考えております。

実際の施行の状況ですけれども、115条を適用したケースは、条例制定後、実は一件もございません。実際には、115条を適用せずに指導で終わっている部分があったり、そこまで求める状況になっていないというのが現状かなと思います。一方で、必要に応じて適用できる余地は引き続き残しておくべきではないかなと考えております。

また、この115条のように地下水汚染に基づいた調査、対策についての考え方については、条例116条、117条の調査において判明した汚染に対しても同様のスタンスで対応していくことが必要になると思いますので、そのためにも115条で条例のスタンスを明示しておくということが重要ではないかと考えております。また、地下水汚染の原因となっているという現在の書きぶりは、考え方がさまざま入り得るところで、判断が難しいという指摘もございます。

ですので、見直しの方向性、全体像としては、115条による規定で地下水環境保全の考え方は引き続き維持した上で、処理の命令を発する要件を明確化したいと考えております。それから、116条、117条の調査において汚染が判明した場合についても、地下水環境保全の観点を含めた対策要件を適用してはどうかと考えております。

こちらの対策を義務付ける条件になりますけれども、先ほど資料2でも同様なスライドをお示ししております。対策を求める条件としては、116条、117条の場合、法律の場合は健康被害のおそれがあるか、ないかで対策が必要かどうかを定めておりますけれども、条例のほうは、基準超過が確認された場合は基本的に何らかの対応が必要という規定になっております。

さらに、こちら先ほどお示ししたとおりですけれども、対策を求める範囲については、地下水汚染の原因となっているかどうか、原因となっている場合には汚染が存在する範囲を対策するというのが指針で定められております。また、地下水汚染の原因となっている場合というのが不明瞭という指摘は、やはりございます。

そして、もう一つございまして、要措置区域等に指定された場合の特例というものが指針で設けられております。土壌汚染対策法の要措置区域等に指定された場合には条例上の措置の完了があったものとみなすというみなし規定を設けておりますので、現行、法律と

条例が重複した案件については、大半はこの特例を利用して、法に基づく措置の条件が適用されまして、条例に基づく条件は適用されずに、法に基づいた管理が行われている状況でございます。

こちらは、区市にアンケートを行った結果の一部でございます。対策の要否の判断におきましては、指針の記載のとおり、周辺地下水汚染の原因となっている場合に対策を求めている区市が多くありますけれども、半数程度になっているということです。さらに、指針にはないものの、指針の要件に加えて、飲用井戸の有無を確認して飲用時に対策を求めていると。法に近い考え方をとっていただいている区も見られている状況です。

地下水汚染の原因の判断基準については、下に具体的に書いていただいておりますけれども、総合的に判断というものから、敷地境界で判断する、それから位置関係などで具体的に判断する、または、その他のところですが、汚染の原因ではないと認められる場合を除き基本的に原因となっていると考えるということで、考え方がさまざまになっている部分があります。

こちらでも再掲になりますが、法律については健康リスクベース、条例については地下水汚染ベースということで、求める条件が異なっていて、法律のみ対策が必要なケースですとか、条例のみ対策が必要なケースが存在している状況ですけれども、法律のみのところについては健康リスクの観点、先ほど資料2で一旦整理させていただいているところです。そして、条例のみ対策が必要なケースですけれども、法で対策が不要になっているものに対して条例で上乘せしている状態ですので、健康リスクはないですが、対策を求めている点で、過剰といえば過剰ということになりますけれども、一方で、条例の目的である地下水環境保全の観点からは必要な部分とも考えております。

ですので、見直しの考え方としましては、法で求めている健康リスクベースの考え方を導入しつつ、これは先ほどの議論ですけれども、それに加えて、条例の目的である地下水環境保全の考え方も含める形にできないか、そして、より合理的で明瞭な対策基準が定められないかというのが考え方になります。

以上を踏まえまして、方向性としてしましては、以下の場合に、汚染土壌が存在する範囲について対策を実施する、対策を求める要件をこのように定めたいと思います。1つは健康リスクがある場合、これは法と全く同じ定義で、先ほど資料2でご紹介したとおりです。これに加えて、高濃度の汚染がある場合を、条例上の地下水環境保全の観点から上乘せしたいと考えております。これ以外の場合、健康リスクがない場合と高濃度の汚染がない場

合については、汚染土壌が存在する範囲のうち、実際に掘削等でいじる範囲に拡散防止を行うということで考えたいと思います。

ここで表にまとめたものがこちらです。これまで地下水汚染ベースだったものを、一旦は健康リスクベースに全体を法と合わせた上で、健康リスクがない部分については地下水環境保全の観点から上乗せするというので、法と条例の整合性と条例を生かす部分を整理したいと思っております。

ここで、追加論点ですけれども、高濃度の汚染を対策の対象とした場合の追加論点を4点ほど挙げさせていただいております。

まず1つは、高濃度の汚染をどう定義するのかというのが一番重要な点かなと思います。

それから、汚染があった場合に、汚染状態に応じた必要な措置をどうするかということが追加の論点の2点目になります。

それから、3点目としては、条例の第117条については、汚染原因者でない改変者、改変者は汚染原因者でないことが多いわけですが、その場合に改変範囲以外の部分、本来改変者が責任を持つべきかどうかというところについて、対策を求めることについても整理したいと思っております。

それから、土壌汚染対策指針で現状は定めている、法による区域指定があった場合に措置があったものとみなすという規定についても、再度見直す必要があると考えています。

まず、追加論点の1つ目ですけれども、高濃度汚染の定義になります。見直しの考え方としては、対策が必要な汚染を明らかにするために、明確な基準を設定することが望ましいのではないかと考えております。また、土壌と地下水の両方の汚染状態から検討したいと考えております。

現状ですけれども、土壌の汚染に関する基準としては、現行の法、条例において第二溶出量基準が設定されております。こちらは環境基準と同値の溶出量基準の3から30倍程度で設定されていまして、基本的には、この設定の考え方には廃棄物の埋立処分の判定基準が引用されているという認識でおります。第二溶出量基準を超過している場合には、第二溶出量基準に適合させた上で封じ込める、などの上乗せの対応が必要となっている基準になります。一方で、地下水の汚染に関する基準については、現行の法において地下水汚染の有無により指示措置の内容が変わるということで、地下水基準を定めています。こちらは、環境基準と同じ値を用いているものであります。

一方で、国内のほかの自治体の事例を見ますと、名古屋市の条例において、健康リスク

がない土地における措置の選定の基準として、第二地下水基準が設定されております。こちらは排水基準と同値、地下水基準からするとおおむね10倍程度の数字に設定されております。

基準値を一覧で表示しておりますが、こちらが土壌の基準になっておりまして、溶出量基準と第二溶出量基準になりますけれども、おおむね3倍から30倍程度に設定されているものです。

こちらは水質の基準になりますけれども、地下水基準に対して排水基準はおおむね10倍の数値となっています。一部基準値の改正の関係で、ぴったり10倍になっていないものもございます。それから、名古屋市の第二地下水基準というのは、基本的には排水基準と同値となっております。塩化ビニルモノマーに関しては、排水基準が設定されておられませんので、ここでは数字が出ておりません。

これを踏まえまして、追加論点2-①高濃度汚染の定義についてですけれども、見直しの考え方としては、土壌の汚染状態については、埋立処理を行う際に特別な配慮が必要なレベルの汚染状態、第二溶出量基準を超える状態は、今後、地下水に有害物質が溶出して汚染が広がる蓋然性がかなり高いと言えるのではないかと考えております。ですので、未然防止の観点から、汚染発見時に対応を図っておくことが重要ではないかと考えております。

それから、地下水の汚染状態につきましては、排水基準を超えるような汚染した地下水が敷地外に流出する状況は、排水基準に違反している状態と言えなくもないですし、現にこれが周辺の地下水汚染の原因になっていることが明らかな状態であるかなと思っておりますので、こういうものについては早期に何らかの具体的な対応を必要とするべきではないかと考えております。

これらを踏まえまして、見直しの方向性案としましては、高濃度の汚染は、土壌又は地下水の汚染状態が以下の基準に該当する場合とするとしまして、土壌に関する基準は第二溶出量基準、地下水に関する基準は第二地下水基準、排水基準と同値を想定しておりますけれども、第二地下水基準を新設しまして、それを超過する場合には対応が必要としてはどうかと考えております。

なお、先ほども申し上げましたが、第二地下水基準については排水基準を基本に考えていますけれども、塩化ビニルモノマーについては排水基準が設定されておられませんので、おおむね10倍程度で考えるのが妥当ではないかと考えているところです。これによりまし

て、高濃度地下水汚染について条例上で確実に対処することができますので、例えば使用頻度の少ない飲用井戸に対しては、そういったリスクには対応できるのではないかなと考えております。

以上が高濃度汚染の定義の部分になります。

続きまして、追加論点の2つ目としまして、汚染状態に応じた必要な措置の内容についてでございます。見直しの方向性（案）を表でお示ししていますが、健康リスクがある場合については、先ほど検討したとおり、法と同様な条件、それから求める措置も法と同様に設定をしたいと考えておりますけれども、健康リスクがない場合については、高濃度汚染部分について対応を求めるような形に設定したいと思っております。

具体的な内容としましては、第二地下水基準を新たに設けた場合に、第二地下水基準を超過する場合については具体的な対応が必要ということで、地下水汚染が外に出ないように封じ込め等の対応、地下水汚染の拡大防止の対応でも結構かと思いますが、そういった対応が必要だと思っております。第二地下水基準を超えない状態で第二溶出量基準を超えている状態に関しては、これから地下水汚染を発生させるリスクがありますので、敷地、境界部などでモニタリングを実施しまして、外部に流出しないことを確認するというような対応を求めてはどうかと思います。外部に流出するような状況が確認された場合には、封じ込め等以上の措置を求めていくということで考えてはどうかと思っております。

こちらは、参考として、現行の土壤汚染対策指針に載っている対策の内容です。先ほど資料2でも申し上げましたけれども、現行で含まれていない地下水の水質の測定、水質のモニタリングと、それから地下水汚染の拡大の防止については、土壤汚染対策指針の中で追加することを検討していきたいと思っております。

続きまして、追加論点の③になりますけれども、土地改変者に対策を求めるか否かというところです。現行の指針におきましても、地下水汚染の原因となっている場合には、117条においても汚染が存在する範囲を対策するということを求めています。実際に、多くの案件で、汚染があった場合には、掘削深度以深であっても何らかの対応、主に掘削除去になっていますけれども、対応がとられている状況にあります。

これを踏まえまして、117条については、もともと土地の改変を契機に、その土地の汚染状態を把握して、汚染があれば必要な対策までを求める趣旨で制定されていると認識しておりますので、そのまま生かした形で、117条については、土地改変者に対して、健康リスクの対応と同様に、判明した汚染に対する措置を土壤汚染対策指針に基づいて汚

染防止措置計画の中で義務づけて対応していただくということを考えたいと思っております。

追加論点の4点目、最後になりますけれども、区域指定があった際の措置の特例についてです。こちらは、法の要措置区域に指定された場合には措置の完了があったものとみなすということで、条例上の対応を終了することができる特例を指針の中で設けておりますけれども、高濃度汚染については条例上で上乘せたいと考えておりますので、高濃度汚染が確認されている部分については特例を適用しないように変更すべきではないかなと考えております。

なお、措置があったものとみなすという規定について、指針ではなくて、もう一段上の条例又は規則で規定すべきではないかというご指摘もあります。これについては、第3回で法制度との重複に係る整理という議題を設けておりますので、そこで整理して、また改めてご議論いただきたいと思います。

こちらは、参考として、条例対象案件の汚染状況を示しているものでございます。条例第117条の報告件数が、平成27年度、年間で269件ございましたけれども、報告があったもののうち汚染があったものは136件、51%になります。この136件のうち、第二溶出量基準を超過するものが15件、10%程度となっております。それから、116条に関しては年間210件程度の報告がございますけれども、このうち第二溶出量基準を超過するものは20件、20%程度となっております。また、それぞれ第二地下水基準を設定した場合に、それを超過するものが3件程度となっております。ですので、今回の基準を設定した場合に、117条だと10%程度、116条だと20%程度が対策が必ず必要な土地になると考えております。

以上を踏まえまして、検討課題①の改正骨子をこちらに記載しております。115条、116条の中では、地下水汚染の原因である又はそのおそれがあると認められるとして、規則で定める基準に該当すると認められたときに措置を命ずることができるという規定を設けたいと思っております。この規則で定める基準を明確にするという意味で、第二溶出量基準、それから第二地下水基準を新設して設定してはどうかなと考えております。

続きまして、最後の論点③になりますけれども、詳細調査の位置づけ及び求める内容についてでございます。対策をする上で詳細調査が重要になってきますので、内容としては、指針事項でございますけれども、この段階で一旦ご説明させていただきたいと思っております。現状としては、詳細調査は条例では調査の一環として位置づけられています。こち

らに記載していますけれども、条例では、第一種の場合でも第二種の場合でも、詳細調査、また地下水採取まで調査が基本的に必要となっています。一方で、法では、第一種以外の調査は対策の一環として位置づけられていますので、主に第二種、第三種については詳細調査は必ずしも求めていない状況にあります。また、改正法の議論の中で、第4条の調査では、形質変更の深度プラス1メートルまでの調査でいい、それ以深の調査は不要という議論がなされています。

課題としましては、一番大きな部分としては、法と条例で求める調査内容が異なっていて、わかりにくいという事業者さんからの意見が多くございます。また、条例において、例えば工場等廃止時で掘削予定のない場合ですとか、土地の改変時で掘削予定深度がかなり浅い場合、それから健康被害のおそれがなくて、法令上もともと対応策が不要な場合であっても、表層に汚染があった場合には、詳細調査、原則10メートルまでのボーリング調査や地下水調査が必要になってきますので、必ずしも必要ない調査、汚染の把握が行われていて、事業者にとって過剰な負担となっている可能性がございます。一方で、今回、地下水汚染の有無で対策の内容や対応が分かれる部分も想定しております。また、高濃度汚染、地下水汚染の対策要否の判断という意味でも、地下水汚染状況の把握は必要になっております。条例規制の適用判断、それから地下水環境保全という観点も踏まえまして、そういう意味では地下水調査は必要かなと考えています。

ですので、詳細調査の内容の見直しの考え方としては、法との整合はできる限りとりつつ、条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して合理的な調査範囲を検討したいと思っています。

それを踏まえまして、方向性の案としましては、こちらにお示ししたとおりですが、土壌に関する調査方法については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査としたいと考えています。具体的には、第二種、第三種について、表層で汚染があった場合にも調査を必須としないということです。第一種については、法と同様に、必要になります。一方で、地下水環境保全の観点から、表層または第一種の調査で溶出量基準の超過があった場合には地下水の調査に関してはしていただくことを考えたいと思っております。

ですので、全体としては、土壌の調査は法と全く一緒の形になりまして、地下水の調査だけを条例で上乘せしてやっていただくという形になるかなと思っております。この場合であっても、詳細調査を同時に実施した場合、多くの場合実施していることが多いんですけども、これは条例の調査として引き続き報告できるようにしていきたいと思っております。

ますので、条例上は調査の一環として位置づけておきたいと思っております。また、実際に対策する場合には、汚染範囲の確定が必要になる場面が多いですので、必要な深度調査を実施するというのはこれまでと変わりませんし、法との整合がとれている部分と考えております。

調査方法の詳細な規定については、指針の見直し、第5回以降を想定していますけれども、こちらで詳細を検討していきたいと思っております。

資料3については以上です。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。地下水汚染への対策要件ということでご説明いただきました。

論点①に関しては、現在の115条を残しつつ、地下水汚染対策の命令も残しておきたいというか、発動要件を見直しながらやっていきたいと。

それから、発動要件の具体的な条件ですけれども、高濃度汚染の定義など、論点②の1と関係しているかと思えます。

それから、追加の論点で指針あるいは施行規則、主に指針で記載する内容もあると。

それから、論点②の3については、これも指針に載せると。

それから、最後のところは次回以降具体的に詰めるというようなご説明であったかと思えますけれども、どちらかというと考え方のご指摘を今回はお願いしたいと。細かな内容については、また次回以降議論すると思えますので、考え方としてどうなのかというところ です。

まず論点①のところを整理したいと思えます。いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 地下水環境の保全という観点から、115条をうまく運用するためのスキームづくりをきちんとやっていくという方針だと思いますので、これは非常にいいことだと思います。ぜひともやっていただきたいと考えます。

もう一つですけれども、やはり似たような、土壤汚染対策法のほうには法5条というスキームがあると思うんです。これは先ほどの1つ手前の資料2のほうからの継続にもなると思うんですが、どちらにしる法のほうの対応も多分しなければいけないということになります。きょうは環境確保条例の中身ではありますけれども、どこも法5条がほとんど動いていないというのは、多分このスキームがきちんとできていないからだと思いますので、法5条に対してもどうやって進めていくかというスキームも、ぜひとも一緒に整理してい

ただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。法5条のスキームという、具体的な定義をしていくことになりますかね。

【丹野課長】 まず、前回の中央環境審議会の小委員会の中でも大阪府の委員の方から同じように、法のほうでもしっかり定義をするようにというご意見がございましたので、環境省、国とも調整をしながら考えていきたいと思っております。

【鈴木委員】 今回、結構細かい条件で、土壤汚染がありながらとか、そういうことで多分やっていくことになると思ひます。それもやはり5条にはもう考え方が使われると思ひますので、多分それを併用していけばいいんだらうと思ひます。

ただ、1つだけ心配なのは、おそらくこういうことをやっていく上で、土地の改変者を含めた実際に土壤汚染の調査をする事業者以外に、都として調査が必要になってくる可能性が出てくるのではないかと僕は思ひます。そのときの費用の手当ても含めて、そこら辺もきちんと考えていただけるといいのかなと思ひますので、ぜひともお願ひしたいと思ひます。

【丹野課長】 実は、この条例の115条関係では、毎年予算の計上をさせていただいております。ただ、執行がほとんどないという状況ではございますが、今、委員からのご指摘もございましたとおり、それは続けて予算要求はしていきたいと思っております。

【細見委員長】 予算要求はしてきたけれども、認められていないということですか。

【丹野課長】 いいえ、もう予算はついております。ついておりますが、執行がゼロと。

【細見委員長】 失礼しました。

今の5条との関係はそれでよろしいですね。

【鈴木委員】 はい。

【細見委員長】 ほかについて、いかがでしょうか。高濃度汚染の定義も一応提案していただいて……。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 この高濃度汚染の定義も非常にいいことだと。第二地下水基準を設けて、目安がきちんとなるということで、よろしいかと思ひますが、3-8ページ、スライド16で、これは質問していい内容かどうか、ここまで言っているのかどうかわからないですけれども、モニタリング措置が地下水基準適合でも第二溶出量基準超過だと出てくると。それから、地下水基準超過でも出てくると。これは両方ともモニタリングになっているん

ですが、多分モニタリングの内容は違ってくるんだと思うんです。それは今後整理していくということでもいいのか、今もし多少でもアイデアがあるなら、ご紹介いただければと思います。

【細見委員長】 お願いします。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

基本的に求める対応はモニタリングをしたいと思っておりましたが、具体的な中身については、まだ検討していなかったところですので、今ご指摘いただいたとおり、頻度を変えるなどの対応はあり得るかなと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【細見委員長】 16枚目の地下水基準に適合した場合と超過した場合でモニタリングの内容が多分異なってくると思われるので、これは指針において明らかにしていきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか。

小野委員、どうぞ。

【小野委員】 地下水の環境の保全という考え方ですけれども、確認ですが、なぜ保全するのかというところは、地下水汚染の拡大を防ぐということが非常に特徴的でありまして、汚染があってもという言い方は語弊があるかもしれませんが、それがこれ以上拡大しないためにこの条例をつくるということがはっきりとわかるように書いていただいているんですよという確認です。

というのは、健康リスクがない場合と。だけれども、なぜ保全するのかというところで、これ以上の拡大を防ぐという理念が伝わるのが大事なのではないかと思うからです。ですから、スライド16の下の②の表でも、例えば地下水基準を超過して溶出量基準を超過しても対策は不要という原案を提案していただいているんですが、それは外に広がるか否かが判断基準になっているかどうかということがポイントなわけですよ。そこをきれいに整理していただければ、私はこの原案に全面的に賛成をいたします。リスクがなくてもなぜするのか、そこの考え方を、皆さんに伝わるように書いていただければ、それで大丈夫だと思います。

以上です。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

全くおっしゃるとおりでございまして、その敷地内での汚染対策、完全なる浄化を求め

ているということではなくて、これ以上拡大することを防ぎたいという思いでつくっておりますので、そういうメッセージがもう少し伝わるような形で、これから紹介していくときには考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

【細見委員長】 今の考え方をもう一度確認という意味で、小野委員から明確に指摘していただきました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 お聞きしたいのは、さきの議論とかぶってしまうかもしれないですけども、例えば自然由来のほう素は海水に大量に含まれている。例えば、海の近くで操業している工場があつて、ほんとうに海に近ければ、満ち引きで多分海水が地下を通ったりとか、その場合、その敷地内でほう素とかを使っていないとしても、自然由来が出た場合、しかも高濃度という可能性は十分ありますよね。そういう場合、例えば3-7のところで見させていただいて、確かに自然界に存在しない物質がほぼほぼですけども、例えば鉛などですとか、戦争中、B29で焼夷弾で大量にばらまかれたということもあります。それは自然由来と言えるのかどうかかわからないですけども、明らかにほう素などの場合は、東京23区、江東区ですとかは埋め立てですから、完全に濃縮されているわけですね。事業者が排出するはずがないようなものが高濃度で出た場合は、どういう対応をとっていただけるのかなというところを質問したいです。

【細見委員長】 事務局、どうぞ。

【丹野課長】 ご指摘ありがとうございました。

おっしゃるとおり、自然由来だとしても、第二地下水基準を超えてしまうようなケースも想定はされるかと思えます。今ご指摘を受けて、改めて思いました。

ということで、調査などをすれば、明らかに人為ではないということがおそらく証明されると思えますので、そういった場合、どのような対策が必要なのかというところ、要は対策のほうに入ってくると思えますので、その対策の内容については、ご指摘いただきましたので、今後検討させていただきたいと思えます。その視点は若干抜けておりました。基準だけということだったのでですけども、その由来が自然由来なのか人為なのかというところの視点は全くありませんでした。ありがとうございます。

【石崎委員】 もう一回いいですか。

【細見委員長】 どうぞ。

【石崎委員】 そうすると、敷地、区画が決まっている中で、例えば隣とか、またその隣に公園があったり道路があったりとか、そういうところの土壌を1 m、ボーリングして調べたときに、調査対象の土地と数値がもし同じだった場合、明らかに事業者の責任ではないということになりますよね。その辺、例えば調査して証明する場合、先ほど鈴木委員が言われたように、東京都が負担してちゃんと調べて、大丈夫だよというか、これは自然由来だよというところの証明をすることもあってよろしいのではないかなと思うんです。

【細見委員長】 いかがでしょうか。

【丹野課長】 今のご指摘も踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

【細見委員長】 変更も何もしなければ、自然由来は、基本的には、その状態だけで責務を負うんですかね。大塚先生、それはないですか。

【大塚委員】 はい、それだけだと責任を負いませんが、法律のほうだと区域指定はあり得るということにはなるんです。今の話で、21ページのところで、117条のほうの土地の変更者のほうは、別に、自然由来で基準を超えている場合でも計画書とかを作成していただく必要はあると思いますので、それはよろしいですよ。

【細見委員長】 そうですね、土地変更。どうですか。

【名取課長代理】 これも後ほど自然由来のところでも詳しくご説明しますが、自然由来の汚染を見つけた場合には何らかの対応を求めていくことで考えております。

【細見委員長】 ありがとうございます。

基本的には、資料3についてほぼ認めていただいたということで、方向性は認めていただいて、個々の細かい規定については、指針等でまた4月以降議論していくこととなります。今回は考え方を了承していただいたということでよろしいでしょうか。

【鈴木委員】 2点だけよろしいですか。

【細見委員長】 はい。

【鈴木委員】 スライド18の土地変更者に求める範囲のときの地下水汚染の扱い方というのは、結構難しいところがあると思うんです。特に、変更する土地はある程度決まっていますが、その周辺ということになると思います。特に、地下水汚染の考え方については少し整理が必要かなと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、22ページのところ、これは24ページもそうですが、法の調査の範囲の中で第一種が詳細調査まで入っているという理解になっていますけれども、実際には、相対

的な高濃度地点のボーリング調査しかはしませんので、今のほうでは詳細調査ではないという扱いにしています。汚染の深度、範囲が把握されるボーリング調査は後で行われるということになりますので、ここの整理は変えていただいて、どのように合わせるかというふうにしたほうが良いと思います。東京都の条例は、もともと法でいっている後ろの詳細調査もまとめてやるというところは、ある意味メリットがあるとも思いますので、それをどうとっていくのか。今後の話になると思いますが、そこをうまく整理していただければと思います。

以上です。

【細見委員長】 法の調査というところは修正したほうが良いということですね。詳細調査の定義が多分違うんだと思うんです。

【名取課長代理】 失礼いたしました。ご指摘のとおりです。

法との整合に関しては、これから指針のところで検討して、またご相談させていただきたいと思います。

【勝見委員】 1点教えていただきたいんですけども、20ページに参考ということとで汚染状況のデータをおまとめいただいています。その中で、右で、このうち地下水が第二地下水基準を超過しているもの3件ということで、117条、116条ありますけれども、第二地下水基準を超過しているものは、第二溶出量超過のものからのみ出てきたという理解でよろしいでしょうか。第二溶出量適合のものから第二地下水基準を超過しているものはなかったということよろしいでしょうか。

それと、汚染物質、VOC、ヒ素あるいはVOCと書かれていますけれども、第二溶出量基準を満足していたものについては、それ以外の物質もあるということで、この3件に絞り込むと、このデータ上は、VOCあるいはヒ素に絞り込まれたという理解をしておけばよろしいのかということを確認させてください。

【名取課長代理】 ありがとうございます。説明が不足しておりまして、申しわけありませんでした。

お話しいただいたとおりでして、第二地下水基準を超過した3件は、全て第二溶出量基準も超過しておりました。逆に、第二溶出量基準適合で第二地下水基準を超過するような案件はございませんでした。

下の汚染物質については、第二地下水基準を超えるものについての記載でございまして、そのほかの第二溶出量基準が適合するような汚染については、さまざまな物質がある状況

でございます。

【勝見委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。

【勝見委員】 はい。

【細見委員長】 それでは、次の資料4について、汚染地の改変に係る拡散防止についてお願いします。

【矢野課長代理】 続きまして、資料4の説明ということで、汚染地の改変に係る拡散防止ということで、条例のほうの調査契機が生じてから対策措置が行われるまでのフローをこちらに示してございます。基本的に、そのときの義務者にその時点ですべき対策をさせ、完了をもって一連の手続が終わるというつくりになっておりました。そして、対策の経緯、その他については、記録の保管・承継というもので、関係者間で引き継ぐとされております。このため、汚染を残置した土地のリスク管理ということについて、これまで規定がありませんでした。しかし、平成22年の法改正以降、汚染を残置する、管理するという考え方が広まってきたことや、かつて封じ込め等の対策あるいは舗装等の対策を行った箇所でも再度の工事などが行われるケースも見られますことから、条例の措置が完了したとされた土地においても、改変による拡散のおそれはあるというのが現状の課題と考えております。

また、資料2、3で整理したとおり、健康リスク及び高濃度汚染がない土地での基準超過土壌は命令等の対象としないということになりましたので、当然、改変地の拡散リスクが残る状況になってございます。

また、措置のための構造物の改変についても、法ですと、これを禁じるあるいは届出させるという規定がございますが、条例にはこういった考え方がないということです。このため、措置完了後の土地で封じ込め等のための構造物が改変され、措置が不十分な状態になるおそれがあると考えております。

これらのことから、条例においても、汚染が残置された土地等の改変について拡散防止の観点からの規制を構築することを検討いたします。平たく申し上げれば、法の形質変更時要届出区域に相当する規制を条例に導入しようということになります。このとき、汚染が残置される理由が条例116条の場合と117条の場合で異なることから、論点としては、それぞれのケースに設定してご説明いたします。

論点①ですが、116条で汚染が残置される事例としての1つ目になります。ただ、含

有量基準超過で、舗装を行ったことによって条例上の汚染拡散防止措置が完了して手続が正式に終了した土地がございます。この後で当該舗装を剥がすような新しい工事が行われた場合、現行では条例の規制がかからないこととなりますので、拡散防止措置をとられずに工事が行われ、汚染が拡散するリスクがあることとなります。

もう一つの事例としまして、現行制度の場合は、掘削を行わない場合には汚染拡散防止措置を行う必要がない状況でございます。このため、改変を行わずに土地が転売された場合、現行の条例でいうところの第116条第4項の義務者というのは不存在ということになりまして、この状況で行われる工事については、条例が適用されない状況で実施が可能ということになっております。

資料2、3で、これまで考え方、制度見直しをやってまいりましたが、この土地については汚染除去等の命令や地下水汚染に係るような措置の命令が出されない土地ですので、改変時の拡散リスクへの対応が必要となりますが、その場合の義務者については、今までのところ、資料2、3では一切整理をしていない状況でございます。

先ほどの事例（1）のように、実際に116条の規定に基づく措置の完了後に汚染が残置されている土地について、区の対応をアンケートで確認させていただいたところ、そういった土地を監視しているとおっしゃっていただいた区は一部にとどまっているという状況です。こういった土地について、改変される際に拡散防止計画の提出を既存規定に準じて求めたり、拡散防止の措置を指導するというふうに指導の対象として考えていただいている区市は半数以上でございます。ただ、その指導の相手方につきましては、所有者であったり、事業者であったり、その時々状況によって異なっているところがございます。

また、先ほどの事例（2）のように、当面掘削が行われない土地は指針上の拡散防止措置が不要ですので、この土地については、例えば他の法令に基づく届出の状況なども見ながら、改変が行われないかどうかチェックしている事例があるということでした。

これは先ほどのスライドの続きになりますが、土地の改変が行われる場合に指導が可能となるような監視が実際に実施できている区は多くはない状況でございます。

今の4枚のスライドの区市のアンケートですが、まとめますと、区市において措置完了後に残置された土壤汚染や、対策不要であるために残置された土壤汚染の扱いとしては、その後の改変時の指導は行っている、あるいは行っていない等々、対応はそれぞれの区市で異なっているところです。監視している自治体は多くはないという状況、また、だれを指導対象として拡散防止を求めるかというところが異なっている状況でございます。

以上のことも含めまして、見直しによる対応案としましては、汚染が残置されたところで汚染土壌に触れるような改変を行うときには、この改変の前に汚染拡散防止計画書を提出していただきまして、終了後には措置完了届を行うという、現行の規定の中で書かれている文言と、そのスキームはそのまま生かして残していきたいところですが、汚染拡散防止の届出の義務者を改変を行う者に見直したいと考えております。土地所有者は、改変をする者に対しまして、こういった義務がかかっている土地であることをちゃんと引き継ぐように、そういった規定を118条の中などで追加することを考えたいと思っております。

土地の汚染の残置状況につきましては、汚染の条例の台帳のほうで整備して、確認がどうしても可能になる状況をつくりたいと思っております。114条、115条で対策した後に残置されているような土壌についても、同じように扱うと考えたいと思います。

届出を要する改変行為につきましては、法との整合の観点から、法の12条、形変での届出、それから16条の搬出の届出といった規定を参考に規則で規定したいと考えます。

また、法の区域指定をされた土地については、法と手続が重複するため、これは適用除外にできると考えてございます。

続きまして、117条のケースですが、117条は、基本的に敷地面積3,000平米以上の土地の改変ということで、規模要件も、先ほど整理するまでは特にございませんでしたので、基本的に、汚染が残置された土地でも、再度117条の1項の届出がされるということが大半でございます。ただ、課題でございますように、土地の分割等によって敷地面積が3,000平米未満となったときには、117条の規制がかからなくなるということで、こういった土地に残置されている汚染については、改変時に拡散するおそれがあるということになります。

こちらは、今の説明を図で示したところですが、残置された状態で敷地が分割されてしまったと。この土地については、再度ここを改変するときに117条1項の対象にはならないということで、不適切な工事が行われるおそれがあると考えます。

平成27年度は、法がかからずに条例117条のみ対象となった案件で汚染拡散防止措置が改良した案件は22件ございましたが、うち汚染が残置されている部分がある案件がほぼ半数になります。こちらにつきまして、通常、この後、敷地面積に変更があったかですとか、その後、改変が行われたかというところにつきまして、都では把握ができない状況になってございます。

以上のところを踏まえまして、見直しによる対応案としましては、汚染が残置された部

分についての改変というところについては、通常117条1項に戻るんですが、戻らないケースについては、残置された部分のみの改変の部分について、汚染拡散防止計画書を出して、それから拡散防止の措置を行った場合に改良届を出すと。このスキームだけを再度回すことを考えたいと思っております。そのほか、要件等々につきましては、116条で説明したものと同じです。ですので、敷地面積が3,000平米を切った土地で、汚染が残置されている部分以外も含めた全体の改変行為そのものについて届出をいただいて、それは地歴化するというような形ではなくて、あくまでも汚染が残置されている部分だけ管理していくといった対応を考えたいと思っております。

これは、検討課題①全体を通じたまとめということになります。既に説明した内容と重複しますので、読み上げのほうは省略させていただきます。

続きまして、検討課題②でございますが、汚染土壌に触れる改変以外の懸念として、対策に係る構造物の改変があるということで、法では、形質変更時要届出区域での届出の対象となっております。構造物の管理不全があった場合には健康リスクの生じるおそれも考えられますので、場合によっては法の5条の対象となることも考えられます。

なお、この課題につきましては、法の12条と同様に、さきに説明しました汚染の残置された土地での改変時の届出の対象として、こういった行為も加えたいということで整理したいと考えております。

説明としては以上になります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

汚染地の対策をされて、汚染が除去されないまま残置されているということになりますので、その場合に、条例でいうと116条、117条でそれぞれ残置される可能性があるわけですが、基本的には法の形質変更時要届出区域のような仕組みを導入するというのが基本的な考え方ではないかと思えます。この辺の考え方を含めて、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 1点だけよろしいでしょうか。土壌汚染が残っている区画を管理していくということで、これ自身には賛成します。問題ないと思うんですが、基本的には台帳をどのように調製していくかということが最後に残ると思えます。

もう一つ、先ほどの資料3の一番最後のほうにあったと思うんですが、深度限定のほうも取り入れるとなると、最初の掘削のときには汚染がないということで、汚染土壌がない

という状態でも残っていて、かつ汚染の可能性はまだ下にあるということもありますので、土壌汚染が残っている状態だけではなくて、やはりそういうものも台帳で残していかないと、次の調査に続かなくなりますので、そこら辺を含めて、台帳の調製の方法をぜひともうまくまとめていただければと思います。

【細見委員長】 事務局のほうはいかがでしょうか。

【丹野課長】 第1回目の委員会の際に台帳の調製と公開について説明いたしまして、委員の皆様から、今後、法よりも対象を広げて台帳を調製していつて閲覧に供することができるようにというご意見をいただいておりますので、そういった形で調査したところの土地の情報、それは地歴もそうですが、実際の土壌汚染状況調査をしたところの情報も台帳に載せていくということで、将来的な検討をしてみたいと考えております。

【名取課長代理】 あわせて、深度限定した場合の下側のリスクというのは、法律のほうでも議論しているところで、なかなか整理が難しいところという認識でおります。この考え方も、基本的には法に合わせるような形で考えておりますので、引き続き環境省の検討も踏まえて検討していきたいと思っております。

【細見委員長】 おそらく次回の土壌制度小委員会での件は係ると思います。

ほんとうに初歩的な質問で申しわけない。私の確認ですが、国の台帳と都の台帳はどんな関係になるんですか。都独自の台帳もあるわけですよね。

【名取課長代理】 条例のみ対象になる案件が多くございますので、都の台帳のみということが多くなると思います。重複する部分についてどうするかというのは、次回に整理してご紹介させていただきたいと思っております。

【細見委員長】 ぜひ事業者の方に過大な負担にならないように、国と都の重なる部分については、うまく調整してほしいと思います。

【丹野課長】 基本的には、台帳の調製につきましては、行政がみずから行う行為ということになっておりますので、事業者の方の負担というのは極力ないような形で、今、細見委員長からもございましたとおり、検討してみたいと考えております。

【細見委員長】 ありがとうございます。

そのほか、お気づきの点とかご質問とかありますでしょうか。

もし特段のご意見がなければ、先ほどの台帳、要はデータの記録とその継承というのが、残置された部分のリスクを管理する上で非常に大事だということですので、その面は今後指針等で合わされるんでしょうかね。そこは検討課題ですけれども、基本的には考え方は

これでよろしいと。それで鈴木委員もよろしいでしょうか。

【鈴木委員】 はい。

【細見委員長】 ありがとうございます。

特になければ、資料4の考え方等については、一応了解いただいたということにさせていただきますきたいと思います。

それでは、資料5、次の課題、自然由来等基準不適合土壌の拡散防止、これも今までの資料と関係あるかもしれませんが、ぜひ事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【名取課長代理】 お願いいたします。

自然由来等基準不適合土壌の拡散防止ということですが、この内容は前回の議題の1-1でも一部お話しさせていただいた部分でして、自然由来の基準不適合土壌に対する規制について概要を整理したので、ご説明させていただきたいと思います。

こちらは、前回お示しした資料そのままでございますけれども、条例では、自然由来等の基準不適合土壌は適応除外としているところですが、何らか規制を検討する必要があるのではないかという部分でございます。これに関しては、搬出する際には汚染の拡散につながることでありますので、搬出による汚染拡散リスクの観点から、一部規制を適用してはどうかというところまで、前回ご議論いただいて、ご了承いただいた部分かなと認識しております。

現状の運用についてですけれども、条例第117条の案件では、自然由来等の基準不適合土壌が発見された場合には、基本的には適用除外ということで、その後の調査、対策は不要となっておりますけれども、一方で、不適切な取り扱いがあっては困るということで、届出の中で事業者さんに対して、こちらに記載しているような文言を記載していただきまして、適切な対応を求めている状況でございます。具体的には、外部に搬出する際には適切な対応を講じるということを書きいただいている状況でございます。

実際に記入した例がこちらです。

なお、平成28年度で自然由来等の基準不適合土壌だということがわかった案件は、条例117条及び4条が対象になった案件では2件、それから117条のみ対象となる案件は2件ということで、意外と少ないという印象ですけれども、こちらは明記された件数ですので、実際には、近年ですと自然由来等という判断は行わずに、通常の汚染土壌として取り扱ってしまっていると。土対法が自然由来を完全に対象にしておりますので、そういった部分もありまして、汚染土壌として扱っている事例が多いということで、潜在的には

もう少しあるのかなと考えております。

それから、116条の案件に関しては、もともと操業由来の汚染に対する規制ですので、自然由来等は対象にはいなかったわけですが、一方で、調査の結果、自然由来等の汚染があるという報告があった土地に対しては、指導によって対応していただいている場合が多いと聞いております。ですので、現行116条、117条とも指導や運用によって対応している部分ですが、これについては、搬出等の拡散を防止するために必要な規制を整備する必要があると考えています。

ですので、検討課題としましては、まずは条例上の自然由来等基準不適合土壌の扱いを整理した上で、さらにその規制内容についてご議論いただきたいと思っております。

条例上の基準不適合土壌の取り扱いとしましては、現行122条に適用除外と書いてございますけれども、こちらについては、一旦適用除外の項目から削除するという事で対応したいと思っております。その上で、これを削除した場合には条例上の全ての規定がかかってくることになってしまいますので、その部分については、自然由来等の基準不適合土壌に対して、こういった取り扱いが必要かということに関しては、指針の中で別途定めていきたいと考えております。

具体的な規制内容についてですが、自然由来等の基準不適合土壌を搬出のときに拡散する可能性がありますので、その部分について適切に対応される必要があると考えております。適切な対応として考えられる例としては、調査していない土壌を搬出する場合に、まず調査をしてから搬出をするであるとか、汚染土壌処理業の許可施設へ搬出するなどが考えられると思います。このような対応がとられるように、自然由来等の基準不適合土壌に対して、搬出の計画、それから工事が終了した後の報告の提出を義務づけてはどうかということを考えております。

実際に、こういったスキームを考えていくかということでございますけれども、搬出時の計画、それから報告は通常の土壌汚染対策等でも現状の土壌汚染対策フローでも求めている部分ですので、自然由来等基準不適合土壌に対して、わざわざ新しいスキームを設けるというよりは、既存のスキームを活用して計画を提出いただいて、完了時の報告をいただくというスキームをしてはどうかということを考えております。現在も拡散防止計画書をいただいていますし、それから終了後には拡散防止措置完了届を出していただいております。まさに拡散防止という名前も非常にこの規制に合致しているものですので、この中で対応したいと考えております。

例えば、117条1項、土地の利用履歴調査の中で既に判明済みの自然由来等基準不適合土壌の存在が明らかになった場合、それから自然由来等基準不適合土壌のおそれがあるということがわかった場合、この自然由来等基準不適合土壌に対して、この時点で調査、試料採取をしていただくことは求めないですけれども、ただし、台帳には自然由来等基準不適合土壌があるということは明記することとしたいと思います。その上で、この土について搬出を行う場合には、あらかじめ計画書を提出していただいて、その搬出方法等を記載していただくと。この中で、必要に応じて調査、土壌の試料採取の調査も行っていていただくという対応もあり得ると思っております。そして、その後、工事が終了後、完了報告において適切に対応できたかということをご報告していただくことで確認したいと思っております。

それから、土壌汚染調査の結果、自然由来等基準不適合土壌が確認されるケースもあると思います。これについても同様で、自然由来等の基準不適合土壌であるということは台帳に明記した上で、搬出する場合には計画書、終了後には完了の報告書をいただくということを考えております。

以上を踏まえまして、見直しの方向性としましては、自然由来等基準不適合土壌については、条例上は一旦削除しますが、その規制内容については、土壌汚染対策指針で別途設けていくということを考えておりますが、既存のスキームを活用した形でやっていきたいと考えております。自然由来等汚染のおそれがある土壌については、汚染状況調査の中では試料採取は必須としませんが、搬出時等には必要に応じて調査を実施していただくこととしたいと思っております。それから、これについては台帳に記載して完了していく。そして、搬出がある場合には、拡散防止計画を出していただきまして、適切な対応をその中で指導していく。最後に、工事が終わった場合には完了の報告という形で搬出規制について適切な管理を行っていききたいと思っております。

搬出方法等の詳細については、指針の見直しの際にご検討いただきたいと思っております。

以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの、特に自然由来の適用除外について、条例から一旦は削除して、指針の中で自然由来の搬出規制等も決めていく。ただし、内容的には既に今ある仕組みを利用するという説明だったかと思えます。

何か今のご説明に対して質問とかご意見があれば、お願いしたいと思います。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 一般的なことになって恐縮ですが、そうすると、自然由来等の汚染に関しての文言は条例には入らないんですか。今までと変わるということは明らかにしたほうがいいという考え方もなくはないかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

【丹野課長】 スライド8にございますとおり、122条の2項にございます文言が一切消えてしまいますので、大塚委員ご指摘の自然由来という文言等は一切条例の本文のほうからは抜ける形にはなってしまいます。

【大塚委員】 それ以上はあまり申しませんが、それでいいかなということは、ちょっとあるかなということです。

【丹野課長】 わかりました。こちらでも再度検討させていただきます。

【細見委員長】 要は、指針だけでいって、それぞれ効力があるかどうかということでしょうか。

【大塚委員】 それは適用除外の規定をなくしたので大丈夫ですけれども、望ましいかどうかということを考えると、条例上はつきりさせたほうがいいかなというだけのことで、適用除外の規定を削除したことがその意思を示していると、多分東京都はご説明なさるのではないかなと思います。

【丹野課長】 確かにご指摘のとおり、本来は、今、条例の本文の中で適用除外ということで入れていて、それを削除するにもかかわらず、そのほかの規定につきましては指針のレベルでと考えておりますが、そこも含めて、施行規則もございますので、一段上のそちらでも盛り込んでいくとか、そういったことも再度検討させていただきたいと思います。

【大塚委員】 わかりました。

【細見委員長】 その書き方等について、また大塚委員と相談していただいて、条例で明記するのか、その方法については検討していただければと思います。

【丹野課長】 はい。よろしくお願いたします。

【細見委員長】 そのほかについて、いかがでしょうか。

どうぞ。

【石崎委員】 私も今の議論を伺っていて、ここに参加させていただいているので全削除というのはわかるんですけども、これだけ突然見ると、自然由来という文言が全く出てこないというのは、初めてこれを見た人からすると、えっと思うのではないかなという

感じがするので、何らかの形で入れていただいたほうがいいのではないかなと思います。

【細見委員長】 今の石崎委員あるいは大塚委員のことも含めて、条例の中に自然由来の文言をどう生かすのかということについては、検討していただくと。趣旨等、流れ等は皆さん多分理解していただいていると思いますけれども、ここでのずっと議論を踏まえた人は理解されても、初めてこの条文を見たときには何も書いていないので、いきなり指針でぽっと出てくると、やはり抵抗感があるのかもしれないので、そういう立場でもう一度見直していただけますでしょうか。

【丹野課長】 はい、わかりました。次回までに、また検討させていただきます。

【細見委員長】 よろしくをお願いします。

そのほかに、ご意見とかご質問とかございますでしょうか。実効性は多分これで担保できると思うんですけども、形式上というか、それをお願いしたいと思います。

もしほかにご意見がなければ、終了時間が近づいてまいりましたので、資料6のほうに移りたいと思います。操業中の調査・対策についてということで、事務局からお願いいたします。資料6です。

【名取課長代理】 大変長時間のご議論ありがとうございます。こちらで最後でございます。

操業中の調査・対策についてということでございますけれども、こちらについても第1回の中でご説明させていただきまして、おおむね方向性は了承いただいている部分でございますので、一部もう少し詳しく検討した部分がありますので、そちらを中心にご紹介させていただきたいと思います。

こちらは背景ですけれども、操業中に対して、法のほうでも規制がかかるということになりましたので、確保条例上の扱いも整理する必要があるということでございます。

検討課題としましては、前回と同じでございます。条例上の考え方、それから汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法、それから別の論点としまして、操業中の自主的な届出制度の検討の3点でございます。

こちらは前回と全く同じものがございますけれども、基本的には操業中の部分については、条例116条、現行の117条で大部分がカバーできていると考えておりますので、方向性としては同等程度の必要な規制はおおむね確保できていると考えておりますので、新たな調査契機を加える必要性は少ないのではないかと考えております。

すみません。こちらの「概ね」と「少ない」の部分は赤線を引かせていただいています

けれども、これは前回、大塚委員からご指摘いただきまして、全くないとは言い切れない部分でございますので、記述を改めさせていただいた部分です。

それから、こちらは論点 2 番目の汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法ですけれども、法の 4 条に新たに追加になった部分について、現行の状況では条例 1 1 7 条が対象外で、法 4 条が対象になる案件が、おそらく一部ですが、想定されると。これに関しては、法 4 条の円滑な事務の運用という観点から、1 1 7 条の対象として届出をいただきたいという趣旨でございます。

こちらについても同様でございます。方向性としては、1 1 7 条の対象となる面積行為に関する規定の中に法 4 条の部分を含むような文言を追加して、規則で対応したいということを考えております。このあたりまでは前回、おおむね了承いただいている部分ではないかなと思っております。

それから、操業中の自主的な取組の推進という部分では、廃業時の負担、それから汚染拡散リスクを低減するために、操業中から調査・対策を行うことを促す制度が必要ではないかという課題認識のもと、方向性としては、操業中から調査・対策、届出を任意で行うことができる制度を新たに設けたいと考えております。

その具体的な制度の概要を今回検討してまいりましたので、こちらでご説明させていただきたいと思っております。

基本的に、制度の概要のコンセプトとしましては、自主的な取り組みを推進することを重視して、インセンティブが働きやすいように設計したいと考えております。まず、届出が可能な契機としては、特段契機を限定せず、事業者の自主性に委ねたいと思っております。想定される届出の契機としましては、使用薬品が変更になり、有害物質の使用がなくなった場面、こういったタイミングで調査をしていただく。または、地下浸透防止の設備を新設する場合に、その前に調査をしていただくというようなことが考えられると思えます。一方、逆に、漏えい事故を発生してしまった場合に、すぐに対応をとりたいといった場合に、ここで調査・対策をするという使い方もあるかなと思っております。

こういった契機で調査をしていただいて、調査の報告の後に、汚染がある、ないが判明するわけですけれども、それについて台帳上の公開をするかどうか、今、台帳をつくって公開するというを考えていますが、これを操業中の自主的な取組に対しても適用するかどうかについては議論があると思っておりますので、次のスライドで改めて検討したいと思っております。

それから、汚染があった場合に対策を求めるのか、それから汚染拡散防止計画を求めるのかについては、健康リスクがある場合、それから高濃度汚染がある場合については、対策をしていただく必要があると考えております。

それから、汚染が明らかになって健康リスクがなく、高濃度汚染でもない場合であっても、その部分を改変する場合には、あらかじめ汚染拡散防止計画の提出をしていただく必要があるかなと思いますので、汚染があった場合には何らかの対策が必要になるという前提で、事業者さんには操業中の調査に取り組んでいただく必要があるかなと思います。

それから、対策を実施中に、調査実施中にもですけれども、仮に廃止の手続が行われた場合にどうなるかということですが、これについては、116条の義務がその時点で生じることになりますので、その時点から通常の手続に移行することでスムーズに事務は流れるのではないかなと考えています。

それから、最後に、調査・対策済みの土地における廃止時の義務の軽減措置についてです。こちらが1つインセンティブになる部分ではあるんですが、基本的には、操業中に行った調査・対策を廃止時の調査の地歴として利用することが可能ではないかと考えています。行政に適切に届け出ていただいた調査結果、それから対策内容を生かしていただいて、その後の有害物質の使用状況によって、廃止時に調査・対策が軽減できるのではないかと考えています。具体的には、その後、有害物質の使用がなければ、その調査は必要になりませんし、適切に管理されていれば又は物質がなくなった場合には調査はしなくていいというような軽減が可能であると考えています。

操業中調査における台帳公開の要否について、こちらのスライドでメリット、デメリットを整理していますけれども、自主的な取り組みに対して台帳を公開することがいいのか悪いのかという点ですが、台帳を公開するメリットとしては、情報が共有されまして汚染が拡散されるリスクの低減につながる。これについては、台帳公開のそもそもの目的であると考えています。一方で、汚染がなかった場合には、事業者にとって有利な情報となり得るだろうと考えます。一方で、デメリットとしては、公開されることを望まない事業者さんが多いと思われるので、自主的な取組が進まないおそれがあるのではないかなと考えます。

台帳非公開のメリット、デメリットについては、これの裏返しになるわけですが、非公開にするメリットとしては、取組への障壁が少し下がるのではないかなと。デメリットとしては、汚染情報が共有されずに、汚染を拡散させてしまうリスクがあるのではない

かということですが、これについては、一方で、今回の規定を適用した場合には、操業中の事業者の土地で、事業者によって土地が管理されている状態ですので、むやみに土地改変が行われる状態ではないのかなと考えております。また、最終的に、廃止時にはやはり第116条の調査が行われますので、違う土地を利用される場合には必ず調査がされる状況にあります。また、このような取組をしていただく方は、基本的には意識の高い事業者さんであるのではないかと想定しておりますので、デメリットとはいいいながらも、汚染が拡散するリスクは比較的少ないと考えることもできるのではないかと考えております。このあたりについては、ぜひ皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

それから、前回、こちらを宿題としていただいておりますが、操業中事業者への融資制度がございまして、調べてまいりました。東京都の中小企業制度融資を東京都産業労働局のほうで用意しております。基本的に、土壌汚染の調査・対策に特化した融資制度は用意していませんけれども、用途を限定していない一般的な事業資金を調達するための融資ということは活用できるだろうということをご検討いただいております。

また、現地浄化、例えば汚染があった場合に原位置浄化の設備を導入しようとした場合には、環境保全用の設備は導入費として対象となり得るのではないかと考えております。これに関しては、対象となるかどうかは事案ごとに個別に判断が必要という点では注意が必要かなと思いますけれども、そもそも廃止後の事業者はこういった融資の対象にはなりません。操業中の事業者にのみできることだと思っておりますので、制度融資を利用して土壌の調査・対策を実施する可能性があるという点で、インセンティブにつながるのではないかなと思っております。

以上を踏まえた骨子がこちらにありますけれども、第116条に操業中の調査・対策を報告できる旨を追加していきたいと考えております。

以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

操業中の調査・対策については、前回も議論していただいて、ここでいうと、論点①、②については「概ね」、「少ない」とか絶対ないとか、そこは修正がありましたけれども、考え方としては、おおむねお認めいただいていたと思いますが、若干、変更ありというところが今回変わったというところですね。

まず、これについて、いかがでしょうか。論点①、②について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【細見委員長】 これは多分おおむねOKかなと思います。

操業中の自主的な取組の推進ということで、今回新たに資料を出していただいたと思いますが、これについてはさまざまなご意見があるかと思います。特に、石崎委員とか、私も今回の条例の改正において、自主的な調査・対策が進んでいけるような有効な仕組みができればありがたいなと思いますので、実際の事業者側からのご意見も非常に大事だと思います。

石崎委員、何かコメント等いただければ。

【石崎委員】 ありがとうございます。

この調査は、やはり取り組まれている事業者も確かにございます。例えば、1m掘削の場合でも、例えば有機溶剤ですと帯水層までずっと行ってしまうということもありますので、我々としては、1mが大丈夫だったからといって喜んでいられないわけですね。2回も3回もやるのであれば、10mまで一気にやっしまえというような話は、いろいろなところでさせていただいております。

それと、自分のところで自主的に調査をした結果を公開するかしないかというのは、先ほどの飲用井戸の問題と同じで、汚染している、していないというのは事業者の個人情報なのではないのかなという感じもします。確かに、汚染されていないければ、公開することによって地域の住民の方々との共生といいますか、その部分では非常にメリットはあると思うんですけども、では実際汚染されているということが確認されて公開したときに、あそこの土地を汚染しているのか、そういうことにもなりますし、事業者の個人情報なのではないかという感じも、ほかの業者さんともお話していたとき、例えばある程度大規模な工場であれば、敷地がありますけれども、クリーニング業さんですとか、狭小な住宅密集地の中にあるところですかですと、どうなんだろうなというところは感じます。

それと、参考というところの融資制度、これも私どもは産労さんの制度で利用させていただいている部分もございますけれども、やはりネックになるのが、国のものも補助とかでもそうですけれども、生産性向上という部分が非常に重要視されて、例えば1,000万円ですとか1億ですとかを融資するに当たって、会社自体の生産性が向上するとか、会社の売上が、当然、生産性向上ですから上がるとかという要件が非常に重要視されております。土地の改質に関してというのは、以前お話も出たように、土地の価値を上げるために、そこに税金を投入するのとか。やはりその議論がどうも出るようで、実際の設備として

やって、ではその設備で土地を改変、改質したことによって、税金で投入した設備で個人の資産の価値を上げるということは、果たして税金を投入する整合性があるのかという議論がやはり出るようではあります。

【細見委員長】 ありがとうございます。そういう意味では、意見としては、おそらく12枚目のスライドでいうと、台帳の云々というのは、公開よりは非公開でしたほうがやりやすいということでしょうか。

【石崎委員】 それは各事業者の考え方もあり、この一番下のところに書いていただいているように、こういうことをやろうと思っている事業者はあまり悪いことを考えていないとか、法の抜け道でどうにかしようということは考えていない事業者だと思いますので、ある意味、積極的に情報公開して結構ですよという確率のほうが高いですし、もし汚染されているのが確認されても、それは自分の責任において、将来やはり事業を続けていくためには、負の遺産ですから、事業を営みながら、それを解消していくというものの考え方をされる事業者が、多分、自主的に調査をしてやろうというところは90%とかいうのではなく、多分100%だと思います。

ただ、そうではない事業者も当然いらっしゃるわけで、比較的今お金をかけて、操業中、実質的に調査をしたりとか、水質の調査、モニタリングをされているところも実際ありますけれども、そういうところはやはり積極的に情報公開して、地域住民の方の理解を得ながら地域で共存・共栄していくという前向きな考えの事業所が多いとは思いますが。

【細見委員長】 ありがとうございます。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 都のほうにお伺いしておきたいんですけども、これを都のほうに自主的に出された場合に、公開するのはもちろん問題でしょうけれども、非公開にした場合に、情報公開条例で情報公開請求された場合は出さざるを得ないかなという気もしますが、それは後でお答えください。

それから、スライド12のところでは汚染の拡散されるリスクは少ないと考えて支障はないか。この図自体について伺うだけですけれども、これは台帳を公開しても、非公開にしてもという意味ですよね。非公開にするという意味ではないと思っていいのですか。これは、まさに図の説明として教えていただきたい。

とりあえず、以上2点でございます。

【名取課長代理】 先に2点目でございますが、これは非公開であっても、汚染が拡散

される率は少ないと考えて支障ないかという意味で、矢印で示している部分です。

それから、1点目の情報公開の対応ですけれども、現状、情報公開請求があれば、基本的には開示になっておりますが、それは廃止後の届出、それから改変に関する届出になっておりますので、公開になっておりますが、先ほど石崎委員から事業者の個人情報という話もございましたけれども、事業運営上の情報ということで、条例上も非公開になる情報に該当し得るといふ検討もあり得るのかなと考えています。事業者情報、事業者にとって不利益な情報については、開示の対象にならないというような規定もございますので、それに該当する可能性については、検討が必要かなと思っております。

【細見委員長】 どうぞ。

【大塚委員】 健康とか、そちらのほうの適用除外にはなりませんかね。なる可能性もあるかなと思ったんです。

【名取課長代理】 おっしゃるとおりで、さらに、とはいっても、健康管理上、健康影響を防ぐために必要な場合には開示できるという除外の除外規定がございますので、それに該当するかどうかも含めて検討が必要だと考えております。

【細見委員長】 今回の件はそれでよろしいですか。

【大塚委員】 はい。

【細見委員長】 先ほど石崎委員が言われた、井戸の個人情報の開示できないんですよね。公開請求があっても、どうですか。

【名取課長代理】 基本的には、今まで請求を受けたことはございませんけれども、あった場合にも開示はできないと考えております。ただ、全てを開示できないという判断になるか、限定的、番地を特定できない形で、何丁目までとか、そういう形でできるのではないかというような検討が過去になされていたというような記憶がございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

では、小野委員、どうぞ。

【小野委員】 手短かに。同じ12枚目のスライドですけれども、そもそもの目的は操業中の汚染の拡大を防ぐということですよ。ですので、やはり事業者が早期発見をすとか、早目に手を打つということに非常にメリットがあるように思いますので、公開されて、もし何か出てきたらどうしよう、では調べるのをやめるというよりは、非公開も選べますとか、そういうふうにして、やはり早期発見を促すというのが本来のあり方なのではないかなと思いますので、必ずしも台帳公開にこだわらなくてもよいのではというのが意見で

ございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

これに関しては、今の小野委員の明確な答えというか、意見だったと思いますし、石崎委員のご意向もわかりますし、これから公開へと請求があったときにどう対応するかというのも含めて、少し次回までに整理をしていただければと思います。

ほかに、何かご意見はありますか。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 別の話ですみませんが、スライドの13は融資制度をつくりたいということですか。先ほど石崎委員はむしろ自己抑制とおっしゃったんですけども、確かに土地の価格が上がることはありますが、これは融資なので、お金を返していただくということなので、あまりそこは気にされないで、インセンティブに使っていただくことは十分にあり得ると思います。結果的に土地の値段が上がっても、それはまさに公益のためにも早く調査して対策していただいたほうがいいということがございますので、この融資制度は、もしおつくりになるおつもりでしたら、私は積極的にやっていただくべきだということを申し上げておきたいと思います。

【細見委員長】 まず、今の。

【丹野課長】 この制度融資につきましては、現状もある制度でございまして、全く土壤汚染の調査・対策が適用にならないということではなくて、先ほど石崎委員からございましたが、かなり限定的なものになりますが、ある一定の条件を満たせば融資可能というような制度でございます。ただ、廃止された事業者は確実に融資の対象にはならないというのは事実でございまして、操業中の事業者の方であれば、まさに制度融資ですので、返済の見込みもあるということであれば融資が可能という制度になっております。現状もでございます。

【細見委員長】 石崎委員。

【石崎委員】 私も先ほどの話は勘違いしておりまして、助成金とかはだめだということで、融資制度であれば、特に私は墨田区なんですけれども、公害関係というか、これに関しては金利ゼロという融資制度もございます。

ただ、難しいのは、やはり全額返済しなければなりませんので、できれば、融資制度ではなくて、私が勘違いを先ほどしておりました補助金、助成金で何とかしていただけると、3分の2助成とかありますと、非常に助かるんです。その辺はなかなか厳しいかもしれま

せんけれども、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません。引き続き、今、環境局さんのほうに、先ほど資料をお渡しして、環境汚染賠償責任保険というのが、まさしく我々が求めていたようなものがA I Gさんでつくられたようです。18年1月、まさしく先月から受け付けということで、まだ正式なパンフレットではなく、ほんとうにゲラの状態です。今、関係者の席に全鍍連の清水専務がいらっしゃるんですけども、私も全鍍連を通じて、これをいただいている段階で、A I Gさんのほうから、また詳しい説明を私どものほうにいただけるということで、ほんとうに参考資料として出ささせていただきましたので、一読していただければと思ひます。

【細見委員長】 情報提供ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。では、議題1全般を通して何か特に今申し上げたい、あるいはコメントしたいことがありますでしょうか。

どうぞ。

【大塚委員】 全体として、全部でいいんですね。

【細見委員長】 はい。

【大塚委員】 さっきの地下水汚染のところの話とかありましたけれども、東京都の条例は法律と違って、やはり地下水汚染との関係で対策についてかなり考えているところがあって、今回、改正をしますけれども、その点は残るということで、非常に結構だと思ひています。

法律のほうは健康被害のことしか考えていない法律になっていて、国会の参考人と呼ばれたときも野党から限定され過ぎていることについて常に厳しい指摘を受けているところなので、必ずしも法律にこの点、従うことが望ましいというわけではございませんので、都の今までの地下水汚染に対する対応というのは、今回改正をしますけれども、残していただいたほうがいいと思ひますし、今回のような対応にさせていただいてよかったと思ひているということを申し上げておきます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

国の法律も全くパーフェクトではない。いろいろまだ課題もあると思ひますので、東京都の、健康リスクはそのまま採用していただいて、地下水保全に関しては東京都独自で上乘せ적으로これからも取り組んでいくということですので、その考え方は、汚染を拡大させないというもとで行われるということで、東京都の環境に対する施策の一環かなと思ひます。

全般を通じて、ほかになれば、議題、その他に移りたいと思いますが、その他、何かありますでしょうか。

【丹野課長】 事務局からは特にございません。

全体を通しまして、お帰りになって何かお気づきの点等ございましたら、この会の後で、また事務局のほうから連絡手段をご連絡いたしますので、お知らせいただければと思います。

【細見委員長】 それでは、次回、第3回目は、この条例の案文等について議論させていただきますので、本日の議論を踏まえて、さらにお家に帰られてからご意見等があれば、追加でお願いしたいですが、これも期限を区切っておいたほうがいいね。1週間後ぐらいまでに。

【丹野課長】 はい。おおむね1週間。申しわけありません。

【細見委員長】 もし本日、時間がなくて発言できなかった部分に関しては、1週間ぐらいをめどに、事務局のほうに提出していただければと思います。これはメールでいいですよ。

【丹野課長】 はい。

【細見委員長】 本日、予定を延ばしてしまいまして、大変失礼いたしました。

それでは、本日の議題につきましては全て終了しましたので、進行を事務局に返します。

【丹野課長】 皆様、どうもありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日委員の皆様以案をお送りいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

会議資料につきましては、一部修正を行った上で、環境局のホームページに直ちに掲載したいと考えてございます。

なお、次回の土壌汚染対策委員会は、ちょうど1カ月後になります3月2日の午前中の開催を予定しております。時間は10時スタートで、大変恐縮ですが、12時には終わらず、若干超過してしまうかもしれませんが、遅くとも12時半には終えたいと考えてございます。ご都合のほうは、今のところ、委員の皆様、大丈夫と伺っておりますが、何か変更等ございましたら、ご連絡いただければと存じます。

あと、第3回のときに中間のとりまとめをお示ししたいと考えております。その中間のとりまとめにつきましては、検討委員会にお諮りした後に、パブリックコメントにかけたいと考えております。パブコメの時期につきましては、年度を越えてしまうかもしれませ

んが、そのような形で今考えております。そういった資料を次回お示ししたいと考えてございます。

次回の開催通知につきましては、決定後、お送りいたします。場所は、また、こちらの都庁になります。

本日も長時間のご審議、どうもありがとうございました。また、よろしく願いいたします。

— 了 —